

官報

号外 平成二十五年十二月三日

○第百八十五回 衆議院會議録 第十六号

平成二十五年十二月三日(火曜日)

議事日程 第十三号

平成二十五年十二月三日

午後零時十分開議

第一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(塩谷立君外四名提出)

第二 万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第三 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 万国郵便連合一般規則(二千十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(総務委員長提出)

午後零時十二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(塩谷立君外四名提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長小淵優子君。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[小淵優子君登壇]

○小淵優子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講じるもので、その主な内容は、

第一に、労働契約法の特例を定め、研究開発法人または大学等における研究者等が、有期労働契約を無期労働契約に転換するまでの期間を五年から十年とすること、

第二に、特定の研究開発法人による出資等の業務を可能とすること、

第三に、新たな研究開発法人制度創設、我が国及び国民の安全に係る研究開発・ハイリスク研究への資源配分及び人材の確保育成の措置を講じるものとする事

などであります。

本案は、塩谷立君外四名から提出されたもので、去る十一月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日、塩谷立君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

な内容は、



日程第二 万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

議長(伊吹文明君) 次に、日程第二、万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件、日程第四、政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、以上三件を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。外務委員長鈴木俊一君。

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木俊一君登壇〕

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました三件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに郵便送金業務約定は、いずれも、ドーハで開催された万国郵便連合の第二十五回大会議において、平成二十四年十月十一日に採択されました。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、郵便送金業務約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、それぞれ現行の文書を更新するものであります。

また、政府調達協定改正議定書は、平成二十四年三月三十日、ジュネーブにおいて採択されたもので、政府調達協定の適用を受ける機関及びサードの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取り扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものであります。

以上三件は、参議院先議に係るもので、去る十一月八日外務委員会に付託され、二十七日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日、質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました結果、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約及び郵便送金業務約定はそれぞれ全会一致をもって、政府調達協定改正議定書は賛成多数をもって、いずれも承認すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行います。

まず、日程第二及び第三の両件を一括して採決をいたします。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第四につき採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

総務委員長提出、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、日程は追加されました。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案(総務委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。総務委員長高木陽介君。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔高木陽介君登壇〕

○高木陽介君 ただいま議題となりました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害を初めとして災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大しております。

一方、少子高齢化の進展、被用者の増加等の社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっております。

本案は、このような現状に鑑み、住民の積極的な参加のもとに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に

関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

本案は、各党間の協議を踏まえ、本日、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 採決をいたします。

本案を可決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致、御異議なしと認めます。したがって、本案を可決することとなりました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

出席國務大臣

総務大臣 新藤 義孝君
外務大臣 岸田 文雄君
文部科学大臣 下村 博文君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

赤嶺 政賢君 塩川 鉄也君
塩川 鉄也君 赤嶺 政賢君
一、去る十一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

小松 裕君 勝沼 栄明君
田所 嘉徳君 桜井 宏君
中谷 真一君 田畑 裕明君
遠藤 敬君 田沼 隆志君
濱地 雅一君 國重 徹君
大熊 利昭君 佐藤 正夫君
赤嶺 政賢君 塩川 鉄也君
桜井 宏君 末吉 光徳君
末吉 光徳君 石川 昭政君
石川 昭政君 牧島かれん君
勝沼 栄明君 小松 裕君
田畑 裕明君 中谷 真一君
牧島かれん君 田所 嘉徳君
田沼 隆志君 遠藤 敬君
佐藤 正夫君 濱地 雅一君
塩川 鉄也君 大熊 利昭君
赤嶺 政賢君 赤嶺 政賢君

外務委員

辞任

補欠

あべ 俊子君 工藤 彰三君
石原 宏高君 辻 清人君
黄川田仁志君 池田 道孝君
渡海紀三朗君 藤井比早之君

玄葉光一郎君

工藤 彰三君

後藤 斎君
津島 淳君
湯川 一行君
池田 道孝君
武村 展英君
黄川田仁志君
石原 宏高君
あべ 俊子君
渡海紀三朗君
玄葉光一郎君

財務金融委員

辞任

補欠

牧島かれん君 根本 幸典君
山田 賢司君 瀬戸 隆一君
瀬戸 隆一君 山田 賢司君
根本 幸典君 牧島かれん君

文部科学委員

辞任

補欠

小此木八郎君 八木 哲也君
永岡 桂子君 宮崎 政久君
比嘉奈津美君 國場幸之助君
比嘉奈津美君 大西 健介君
新谷 正義君 細野 豪志君
新谷 正義君 比嘉奈津美君
宮崎 政久君 永岡 桂子君
八木 哲也君 小此木八郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

今枝宗一郎君 あかま二郎君
大久保三代君 池田 道孝君
田畑 裕明君 佐々木 紀君
高橋ひなこ君 菅野さちこ君

環境委員

辞任

補欠

赤枝 恒雄君 福山 守君
穴見 陽一君 國場幸之助君
大久保三代君 富樫 博之君
藤原 崇君 佐々木 紀君
小沢 鋭仁君 松野 頼久君
國場幸之助君 清水 誠一君
佐々木 紀君 中川 俊直君
清水 誠一君 穴見 陽一君
富樫 博之君 大久保三代君
中川 俊直君 藤原 崇君
福山 守君 小沢 鋭仁君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

田畑 裕明君 中谷 真一君
宮崎 謙介君 村井 英樹君
濱地 雅一君 濱村 進君
村井 英樹君 前田 一男君
中谷 真一君 田畑 裕明君
前田 一男君 宮崎 謙介君
濱村 進君 濱地 雅一君

(憲法審査会幹事補欠選任)

一、去る十一月二十八日、憲法審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。

幹事 齋藤 健君(幹事岸信夫君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

幹事 平井たかや君(幹事葉梨康弘君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

幹事 北側 一雄君(幹事齊藤鉄夫君去る十一月二十八日幹事辞任につきその補欠)

幹事 北側 一雄君(幹事齊藤鉄夫君去る十一月二十八日幹事辞任につきその補欠)

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十八日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

衛藤征士郎君

河野 太郎君

田中 和徳君

原田 憲治君

古本伸一郎君

今野 智博君

大串 正樹君

神山 佐市君

木内 均君

宮澤 博行君

大西 健介君

古本伸一郎君

補欠

今野 智博君

神山 佐市君

木内 均君

大串 正樹君

大西 健介君

宮澤 博行君

原田 憲治君

河野 太郎君

田中 和徳君

衛藤征士郎君

古本伸一郎君

大西 健介君

(議案提出)

一、去る十一月二十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

地方公務員法等の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)

地方公務員の労働関係に関する法律案(原口一博君外三名提出)

一、去る十一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

会社法の一部を改正する法律案

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(議案受領)

一、去る十一月二十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一月二十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

会社法の一部を改正する法律案

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

がん登録等の推進に関する法律案

(議案付託)

一、去る十一月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(塩谷立君外四名提出、衆法第二二号)

文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(塩谷立君外四名提出)

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案(文部科学委員長提出)

一、去る十一月二十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案

一、去る十一月二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案

農地中間管理事業の推進に関する法律案

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案

一、昨二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方公務員法等の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出)

(質問書提出)

一、去る十一月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

F35-Aの配備に関する質問主意書(古本伸一郎君提出)

いわゆる特定秘密保護法案に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

特定秘密保護法案及び防衛省の秘密解除後の文書公開と破壊に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る十一月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私立大学等改革総合支援事業、私立大学の公共性、内部統制ならびに補助金に関する質問主意書(大熊利昭君提出)

安倍晋三内閣における在勤基本手当に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

安倍晋三内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

安倍晋三内閣における外務省在外職員の住居手当に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

安倍晋三内閣における外務省在外職員の配偶者手当に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、昨二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

被災地の道路損傷に関する質問主意書(林宙紀君提出)

陸上幕僚監部運用支援・情報部別班(別班)に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出「振り込め詐欺」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

あり、その犯罪手口も多様化、複雑化しているようである。

報道によると、今年の「振り込め詐欺」(以下、呼称統一前の「オレオレ詐欺」なりすまし詐欺)を含むの発生件数、被害額は近年で最高に達する見込みであるという。

以下、質問する。

一 「振り込め詐欺」の発生件数及び被害者数並びに被害金額について、平成二十二年から平成二十四年度においては年度毎に、平成二十五年においては警察庁が把握している当月分までの範囲で明らかにした上で、その推移及び犯罪手口の傾向と分析に対する政府の見解を示されたい。

二 「振り込め詐欺」発生の認知件数に対する検挙率の割合、被害者の年代及び性別について、平成二十二年から平成二十四年度においては年度毎に、平成二十五年においては警察庁が把握している当月分までの範囲で明らかにした上で、その推移に対する政府の見解を示されたい。

三 沖縄県における「振り込め詐欺」の発生件数及び被害者数並びに被害金額について、平成二十二年から平成二十四年度においては年度毎に、平成二十五年においては沖縄県警察が把握している当月分までの範囲で明らかにした上で、その推移及び犯罪手口の傾向に対する政府の見解を示されたい。

四 沖縄県における「振り込め詐欺」発生の認知件数に対する検挙率の割合、被害者の年代及び性別について、平成二十二年から平成二十四年度においては年度毎に、平成二十五年においては

ては沖縄県警察が把握している当月分までの範囲で明らかにした上で、その推移に対する政府の見解を示されたい。

五 「振り込め詐欺」は、首都圏など都会地域で多発し、方言(沖縄では「島くとうば」という)を用いる地方地域では、被害発生件数が少ない傾向にあるようだ。

平成二十二年から平成二十四年度における「振り込め詐欺」発生の認知件数を都道府県別に見た場合の沖縄県の順位を年度毎に明らかにした上で、沖縄県における「振り込め詐欺」発生件数に関して、「島くとうば」の使用が何らかの要因となっている(因果関係にある)と考えるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八五第七五号

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員照屋寛徳君提出「振り込め詐欺」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出「振り込め詐欺」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

警察庁の統計によれば、全国の振り込め詐欺の①認知件数、②被害者数、③被害者(法人を除く)の年齢層別の割合(小数点第二位以下を四捨五入した概数。以下同じ)、④被害者(法人を除く)の性別の割合(小数点第二位以下を四捨五入した概数。以下同じ)、⑤被害総額

(キャッシュカードを直接受け取る手口の振り込め詐欺において同カードを使用して現金自動預払機から引き出された現金の額を含む。以下同じ。)及び⑥検挙率(小数点第二位以下を四捨五入した概数)の平成二十二年以降の推移は次のとおりである。

平成二十二年 ①六千六百三十七件 ②六千六百三十七人 ③統計なし ④統計なし ⑤百億八千八百四十八万八千四百四十四円 ⑥七十八・二パーセント

平成二十三年 ①六千二百三十三件 ②六千二百三十三人 ③十九歳以下が〇・二パーセント、二十歳以上二十九歳以下が二・八パーセント、三十歳以上三十九歳以下が三・〇パーセント、四十歳以上四十九歳以下が四・一パーセント、五十歳以上五十九歳以下が十一・四パーセント、六十歳以上六十九歳以下が三十・二パーセント及び七十歳以上が四十八・二パーセント ④男性が二十三・三パーセント及び女性が七十六・七パーセント ⑤百二十七億九千九百三十三万三千八百八十八円 ⑥三十八・八パーセント

平成二十四年 ①六千三百四十八件 ②六千三百四十八人 ③十九歳以下が〇・八パーセント、二十歳以上二十九歳以下が三・五パーセント、三十歳以上三十九歳以下が三・一パーセント、四十歳以上四十九歳以下が三・七パーセント、五十歳以上五十九歳以下が八・一パーセント、六十歳以上六十九歳以下が二十六・九パーセント及び七十歳以上が五十三・九パーセント ④男性が二十五・三パーセント及び女性が七十四・七パーセント ⑤百六十億四千四百四十四円 ⑥三十六・四パーセント

平成二十五年(二月から九月までの暫定値)

- ①六千四百七十九件 ②六千四百七十九人 ③十九歳以下が〇・二パーセント、二十歳以上二十九歳以下が二・九パーセント、三十歳以上三十九歳以下が二・七パーセント、四十歳以上四十九歳以下が三・二パーセント、五十歳以上五十九歳以下が五・〇パーセント、六十歳以上六十九歳以下が二・六パーセント及び七十歳以上が六十五・三パーセント ④男性が二十六・〇パーセント及び女性が七十四・〇パーセント ⑤百七十五億九千七百二十万二千三百六十五円 ⑥二十八・五パーセント

高齢者を主な被害者とする振り込め詐欺の認知件数は引き続き高い水準で推移しており、極めて深刻な状況と認識している。このような振り込め詐欺の現状を踏まえ、被害の抑止に資する取締活動等を引き続き強化してまいりたい。三及び四について

警察庁の統計によれば、沖縄県警察が認知した振り込め詐欺の①認知件数、②被害者数、③被害者(法人を除く。)の年齢層別の割合、④被害者(法人を除く。)の性別の割合、⑤被害総額及び⑥認知件数に対する沖縄県警察が検挙した振り込め詐欺の件数の割合(小数点第二位以下を四捨五入した概数)の平成二十二年以降の推移は次のとおりである。

- 平成二十二年 ①十二件 ②十二人 ③統計なし ④統計なし ⑤五百二十六万三千九百五十五円 ⑥十六・七パーセント
平成二十三年 ①十件 ②十人 ③十九歳以下が零パーセント、二十歳以上二十九歳以下が十一・一パーセント、三十歳以上三十九歳以下が三十三・三パーセント、四十歳以上四十九歳以下が三十三・三パーセント、五十歳以上五十九歳以下が三十三・三パーセント、六十歳以上六十九歳以下が三十三・三パーセント及び七十歳以上が六十六・七パーセント ④男性が六十六・七パーセント及び女性が三十三・三パーセント ⑤七百三十四万六千円 ⑥二十・〇パーセント

以下が三十三・三パーセント、五十歳以上五十九歳以下が零パーセント、六十歳以上六十九歳以下が零パーセント及び七十歳以上が二十二・二パーセント ④男性が六十六・七パーセント及び女性が三十三・三パーセント ⑤七百三十四万六千円 ⑥二十・〇パーセント

平成二十四年 ①十七件 ②十七人 ③十九歳以下が五・九パーセント、二十歳以上二十九歳以下が十一・八パーセント、三十歳以上三十九歳以下が十一・八パーセント、四十歳以上四十九歳以下が零パーセント、五十歳以上五十九歳以下が十一・八パーセント、六十歳以上六十九歳以下が十一・八パーセント及び七十歳以上が四十七・一パーセント ④男性が三十五・三パーセント及び女性が六十四・七パーセント ⑤千二百六十九万七千円 ⑥零パーセント

平成二十五年(二月から九月までの暫定値)
①六件 ②六人 ③十九歳以下が零パーセント、二十歳以上二十九歳以下が零パーセント、三十歳以上三十九歳以下が三十三・三パーセント、四十歳以上四十九歳以下が三十三・三パーセント、五十歳以上五十九歳以下が零パーセント、六十歳以上六十九歳以下が三十三・三パーセント及び七十歳以上が零パーセント ④男性が五十・〇パーセント及び女性が五十・〇パーセント ⑤八百三十八万九千円 ⑥零パーセント

沖縄県においても依然として振り込め詐欺の被害が認知されており、被害の抑止に資する取締活動等を引き続き強化してまいりたい。五について

沖縄県警察が認知した振り込め詐欺の件数

は、都道府県別で見ると、平成二十二年は四十六番目に多く、平成二十三年は四十七番目に多く、平成二十四年は三十七番目に多いが、振り込め詐欺の認知件数については、様々な要因が影響していると考えられることから、お尋ねの「島くとうば」の使用が何らかの要因となつてい(因果関係にある)か否かについて一概にお答えすることは困難である。

平成二十五年十一月二十一日提出
質 問 第 七 六 号

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に関し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

- ① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに関する密約
② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する密約
③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに関する密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに関する密約
そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表した。

「報告書」における①に関連した内容は、前回並びに前々回質問主意書で指摘した通りである。右と「前々回回答書」(内閣衆質一八五第三四号)、「前回回答書」(内閣衆質一八五第五七号)を踏まえ、再度質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前々回質問主意書の内容並びに「前々回回答書」の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているかとの問いに対し、「前回回答書」では「外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」とされているだけである。右の決裁にあたり、署名した者の官職氏名を全て挙げられたい。

二 安倍総理と岸田大臣は、当方が提出した質問主意書並びにそれに対する「前回回答書」、「前々回回答書」に自ら目を通し、その内容を正確に把握しているのか。それとも担当部署に丸投げし、ただ署名をしているだけなのか。明確に答えられたい。

三 「前回回答書」では、前回質問主意書で問うた質問四から七、そして九に対し、「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三四号)一から四までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされているが、質問にしっかりと答えられていない。国民の代表たる国会議員の質問に対する答

弁として、とても誠実なものではないと考えるが、安倍総理、岸田大臣の見解如何。

四 ①は密約であったのか。「報告書」やその他の見解を引用するのではなく、安倍内閣としての認識を、安倍内閣の言葉で示されたい。

五 かつて自民党政権が、「報告書」にある内容に對し、全く異なる答弁を①について繰り返ししてきた事に對し、安倍内閣としてどのような認識を有しているか。「前回答弁書」でも「前々回答弁書」でも、右の質問に對して全く触れられていないところ、再度質問する。

六 「報告書」では「それでも重要部分に欠陥があり、解明できないところが残った。そうだった経緯に関する事情調査と重要文書の管理に對する深刻な反省が必要。」との指摘がなされている。平成二十二年三月十九日に行われた衆議院外務委員会での参考人質疑において、参考人として出席した元外務省条約局長の東郷和彦氏も、当時の鈴木宗男衆議院外務委員長とのやり取りの中で、「今まで出てきていた資料で見ると、私が残した五十八点の文書の中の重要なものは幾つか出てまいりましたが、出てきていないものは明らかにある、私はそう認識しております。」と、自身が条約局長の任を降りる際にまとめた①の密約に関連する文書のいくつかがなくなっている旨指摘している。前回質問主意書で、右の東郷氏がまとめた資料のいくつがなくなっているのはなぜか、外務省の誰により破棄されたものであるのかを問うたが、「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度質問する。

内閣衆質一八五第七六号

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に對する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に對する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第五七号。以下「前回答弁書」という。)一から三までについてでお答えしたとおりである。

三について

政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に對して誠実に答弁している。

四及び五について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第三四号)一から四までについてでお答えしたとおりである。

六について

お尋ねについては、前回答弁書八についてでお答えしたとおりである。

平成二十五年十一月二十一日提出
質 問 第 七 七 号

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に對する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に對する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に關し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに關する密約

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に關する密約

③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに關する密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに關する密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表した。

「報告書」における②に關連した内容は、前回並

びに前々回質問主意書で指摘した通りである。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第五八号)並びに「前々回答弁書」(内閣衆質一八五第三五号)を踏まえ、再度質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前々回質問主意書の内容並びに「前々回答弁書」の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているかとの問いに對し、「前回答弁書」では「外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」とされているだけである。右の決裁にあたり、署名した者の官職氏名を全て挙げられたい。

二 安倍総理と岸田大臣は、当方が提出した質問主意書並びにそれに對する「前回答弁書」、「前々回答弁書」に自ら目を通し、その内容を正確に把握しているのか。それとも担当部署に丸投げし、ただ署名をしているだけなのか。明確に答えられたい。

三 「前回答弁書」では、前回質問主意書で問うた質問四から六に對し、「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第三五号)一から四までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされているが、質問にしっかりと答えられていない。国民の代表たる国会議員の質問に對する答弁として、とても誠実なものではないと考えるが、安倍総理、岸田大臣の見解如何。

四 ②は密約であったのか。「報告書」やその他の見解を引用するのではなく、安倍内閣としての認識を、安倍内閣の言葉で示されたい。

五 平成二十二年三月十九日に行われた衆議院外

務委員会での参考人質疑において、参考人として出席した元外務事務次官の齊藤邦彦氏は、②の密約に關し、「私は、一九五九年、六〇年当時、朝鮮の停戦からまだ七年しかたつていないわけで、朝鮮情勢に対してアメリカは非常に強い危機感を持っていたと思います。万一の場合は一瞬の遅滞もなく出動をしていく必要がある、そのためには日本の基地からの出動も行うという権利、これを確保しておく必要がある」という強い希望があつたと思います。事前協議制度というのは、米軍の行動に対して日本政府が一定の発言権を持つという新しい仕組みでございますが、朝鮮有事に關しては、そういうことに拘束されることなく、直ちに行動に移れる状態を確保したいというのがアメリカの立場であつたと思います。日本政府は、当時の情勢にかんがみまして、このようなアメリカ政府の要求を十分に理解して、これに応じたということであろうと思います。なぜ不公表にしたかということについては、これは私の推測にすぎませんけれども、少なくとも、大きな理由の一つは、このような合意文書を公表すれば、北朝鮮、中国を無用に刺激することになるので、それを避けたと判断されたのではないかと考えております。」と述べている。右の発言に対する安倍内閣の認識を前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「私人の個人的見解の一つについて、政府として、論評することは差し控えたい。」との答弁がなされている。衆議院外務委員会という公の場に、かつて外務事務次官、駐米大使まで務めた人物が、現役外交官時代に我が国国家の機密に關わることを述べていることが「私人の個人的見解」として通用する

とは到底考え難いが、政府としてそれに対する論評を免れるものであるのか。免れるというのなら、その根拠を示されたい。

六 質問主意書になぜ、正面から向き合つて答えようとならないのか、岸田大臣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一八五第七号

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に關する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九六〇年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に關する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第五八号。以下「前回答弁書」という。)一から三までについてでお答えしたとおりである。

三及び六について

政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁している。

四について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五

年十一月五日内閣衆質一八五第三五号)一から四までについてでお答えしたとおりである。五について

お尋ねについては、前回答弁書五についてでお答えしたとおりである。

平成二十五年十一月二十一日提出
質問 第七八号

一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に關する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に關する第三回質問主意書

二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に關し、いわゆる密約があつたと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に關する有識者委員会(以下、「委員会」という。)を立ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承認する。

① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに關する密約

② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に關する密約

③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに關する密約

④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに關する密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表した。

「報告書」における③に關連した内容は、前回並びに前々回質問主意書で指摘した通りである。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第五九号)並びに「前々回答弁書」(内閣衆質一八五第三六号)を踏まえ、再度質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前々回質問主意書の内容並びに「前々回答弁書」の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているかとの問いに対し、「前回答弁書」では「外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」とされているだけである。

右の決裁にあたり、署名した者の官職氏名を全て挙げられたい。

二 安倍総理と岸田大臣は、当方が提出した質問主意書並びにそれに対する「前回答弁書」、「前々回答弁書」に自ら目を通し、その内容を正確に把握しているのか。それとも担当部署に丸投げし、ただ署名をしているだけなのか。明確に答えられたい。

三 「前回答弁書」では、前回質問主意書で問うた質問四から七に対し、「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月五日内閣衆質一八五第三六号)一から五までについてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされているが、質問にしっかりと答えられていない。国民の代表たる国会議員の質問に対する答弁として、とても誠実なものではないと考えるが、安倍総理、岸田大臣の見解如何。

四 ③は密約であつたのか。「報告書」やその他の見解を引用するのではなく、安倍内閣としての認識を、安倍内閣の言葉で示されたい。

五 過去に鈴木宗男元衆議院議員が提出した質問

主意書に対する、第一次安倍内閣の時に閣議決定された政府答弁書(例えば内閣衆質一六六第三九九号、四二二号)では、③の密約に「御指摘の報道等については承知しているが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)(の下での核兵器の持込みに関する事前協議制度についての日米間の合意は、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文及びいわゆる藤山・マッカーサー口頭了解がすべてであり、秘密である」とを問わずこの他に何らかの取決めがあるという事実はない。」との答弁がなされている。「報告書」における③の密約についての内容並びに当時の外務省調査の結果と、自身が第一次内閣を率いていた時に閣議決定した答弁の内容との間に齟齬があると考えるが、安倍総理の見解如何。

六 かつて自身が率いていた内閣が、③の密約に關して虚偽の答弁をし、国民に嘘をついていたという認識を安倍総理は有しているか。右質問する。

内閣衆質一八五第七八号
平成二十五年十一月二十九日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第五九号)一から三までについてお答えしたとおりである。三について
政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁している。

四から六までについて
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第三六号)一から五までについてお答えしたとおりである。

平成二十五年十一月二十一日提出
質問 第七九号
一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 貴子

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問主意書
二〇〇九年九月十六日、当時の鳩山由紀夫内閣における岡田克也外務大臣は、以下の四点に關し、いわゆる密約があったと言われていることにつき、外務省において「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会(以下、「委員会」という。)を立

ち上げ、同年十一月末を目処にその存在の有無を徹底調査する旨の大臣命令を同省に出したと承知する。

- ① 一九六〇年一月の安保条約改定時の、核持ち込みに關する密約
- ② 同じく、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に關する密約
- ③ 一九七二年の沖縄返還時の、有事の際の核持ち込みに關する密約
- ④ 同じく、原状回復補償費の肩代わりに關する密約

そして二〇一〇年三月九日、岡田大臣は、「委員会」の調査結果をまとめた報告書(以下、「報告書」という。)を公表した。

「報告書」における④に關連した内容は、前回並びに前々回質問主意書で指摘した通りである。右と「前回答弁書」(内閣衆質一八五第六〇号)並びに「前々回答弁書」(内閣衆質一八五第三七号)を踏まえ、再度質問する。

一 安倍晋三内閣総理大臣並びに岸田文雄外務大臣は、前々回質問主意書の内容並びに「前々回答弁書」の内容に自身で目を通し、その内容を把握しているかとの問いに対し、「前回答弁書」では「外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」とされているだけである。右の決裁にあたり、署名した者の官職氏名を全て挙げられたい。

二 安倍総理と岸田大臣は、当方が提出した質問主意書並びにそれに対する「前回答弁書」、「前々回答弁書」に自ら目を通し、その内容を正確に把握しているのか。それとも担当部署に丸投げし、ただ署名をしているだけなのか。明確

に答えられたい。

三 「前回答弁書」では、前回質問主意書で問うた質問四から七に対し、「お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第三七号)一から五までについてお答えしたとおりである。」との答弁がなされているが、質問にしっかりと答えられていない。国民の代表たる国会議員の質問に対する答弁として、とても誠実なものではないと考えるが、安倍総理、岸田大臣の見解如何。

四 ④は密約であったのか。「報告書」やその他の見解を引用するのではなく、安倍内閣としての認識を、安倍内閣の言葉で示されたい。

五 過去に鈴木宗男元衆議院議員が提出した質問主意書に対し、第一次安倍内閣の時に閣議決定された政府答弁書(例えば内閣衆質一六六第一五号、二三三号、二三三三三、二三三三三、四二〇号、四六八号、四七二二二)では、④の密約に關し「沖縄返還に際する支払に關する日米間の合意は、第六十七回国会における琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和四十七年条約第二号。以下「沖縄返還協定」という。)(についての審議が行われた当時から歴代の外務大臣等が一貫して繰り返し説明している」とあり、沖縄返還協定がすべてであつて、外務省としては、御指摘の調査等をする必要はないと考えている。」との答弁がなされている。安倍総理として、第一次内閣時には、④に關して調査することすら拒んでいた理由は何か。

六 安倍総理として、現時点においても、かつて自身の内閣の下で閣議により決定した五の答弁と同じ認識を有しているか。

七 かつて自身が率いていた内閣が、④に関して虚偽の答弁をし、国民に嘘をついていたという認識を安倍総理は有しているか。
右質問する。

内閣衆質一八五第七九号

平成二十五年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第六〇号)一から三までについてでお答えしたとおりである。

三について
政府としては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁している。

四から七までについて
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十五年十一月十五日内閣衆質一八五第三七号)一から五までについてでお答えしたとおりである。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十七日

提出者

塩谷 立 渡海紀三朗

大塚 拓 斉藤 鉄夫

伊藤 渉

賛成者

青山 周平外七十九名

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「評価」を「評価等」に、「第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条)」を「第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条)」を「第七章 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設(第四十九条)」に改める。

第二条第一項中「除く。」の下に「第十五条の二第一項を除き、」を加え、「(以下単に「研究」とい

う。)を削り、同条第七項中「研究を」を「科学技術に関する試験又は研究(第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」という。)を」に改め、同条第八項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

(研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関する専門的な知識及び能力を有する人材の確保等の支援)

第十条の二 国は、研究開発能力の強化を図るため、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成の支援)

第十条の三 国は、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するため

に必要な施策を講ずるものとする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(労働契約法の特例)

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一 科学技術に関する研究者又は技術者(科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。)であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期

間の定めのある労働契約(以下この条において「有期労働契約」という。)を締結したものの

二 科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化(次号において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で労働契約を締結したもの

四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う試験研究機関

間の定めのある労働契約(以下この条において「有期労働契約」という。)を締結したものの

場合を含む。）の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等の当該労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

2 前項の教員等のうち大学に在学している間に国立大学法人、公立大学法人若しくは学校法人又は大学共同利用機関法人等との間で期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結していた者の同項の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、第一条の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(以下「新研究開発能力強化法」という。)及び第二条の規定による改正後の大学の教員等の任期に関する法律(以下「新大学教員任期法」という。)の施行状況等を勘案して、新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者及び新大学教員任期法第七条第一項の教員等の

雇用の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項第三号及び第四号に掲げる者についての特例は、事業者において雇用される者のうち、研究開発能力の強化等の観点から特に限定して設けられたものであり、国は、その雇用の在り方について、期間の定めのない雇用形態を希望する者等がいることも踏まえ、研究者等の雇用の安定が図られることが研究環境の早期の改善に資するという観点から、研究者等が相互に競争しながら能力の向上を図ることの重要性にも十分配慮しつつ、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 国は、研究開発法人(新研究開発能力強化法第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。以下同じ。)の業務の実施状況等を勘案し、研究開発法人が新研究開発能力強化法第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことの適否について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、関係機関等が連携協力することが研究開発(新研究開発能力強化法第二条第一項に規定する研究開発をいう。)の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出(同条第五項に規定するイノベーションの創出をいう。)に重要であることに鑑み、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体等との連携協力体制の整備について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者であつて附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「部施行日」という。)前に労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 新研究開発能力強化法第十五条の二第二項の規定は、同項の有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五十六号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であつて一部施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 新大学教員任期法第七条第二項の規定は、同項の期間の定めのある労働契約(当該労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。)であつて労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の

施行の日から一部施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

(独立行政法人科学技術振興機構法の一部改正) 第六条 独立行政法人科学技術振興機構法(平成十四年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び第七号」を「第七号及び第九号」に改める。

第十八条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正) 第七条 独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資(金銭の出資を除く。)並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総

合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第四十三条の二の規定による出資(金銭の出資を除く。)並びに人的及び技術的援助を行うこと。

理 由

研究開発システムの改革を引き続き推進することにより研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発法人、大学等の研究者等について労働契約法の特例を定めるとともに、我が国及び国民の安全に係る研究開発等に対して必要な資源の配分を行うことの明確化、研究開発法人に対する出資等の業務の追加、研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案
(塩谷立君外四名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講ずるもので、

その主な内容は次のとおりである。

1 労働契約法の特例

研究開発法人又は大学等と有期労働契約を締結する研究者等について、労働者が使用者と無期労働契約を締結する権利を得る複数の有期労働契約の通算期間に関する労働契約法の特例を定め、十年を超えることを要件とすること。

2 研究開発法人の行う出資業務等

研究開発の成果の実用化及びそれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有する研究開発法人は、当該成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができるものとする。

3 資源の配分及び人材の確保・育成並びに新たな研究開発法人制度の創設

国は、研究開発能力の強化を図るため、資源の配分及び人材の確保・育成等に必要な措置を講ずるものとし、政府は、研究開発等を行う法人に関する新たな制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

4 施行期日等

1 及び2に関する規定は平成二十六年四月一日、その他の規定は公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十五年十一月二十九日

文部科学委員長 小淵 優子

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法で労働契約法の特例措置を講じたことは、あくまで例外であることを踏まえ、その趣旨に反して他の職種にも適用されることがないよう十分留意すること。

二 雇用労働政策の決定や法律の制定改廃は、労働政策審議会の議を経るといふこれまでの原則を要しないこと。

三 今回の法改正による労働契約法の特例の対象となる者の雇用の安定を図るために必要な研究開発等の推進のための基盤の整備に係る方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四 民間企業で有期雇用される研究者等が大学等と共同研究開発を行う場合の労働契約法の特例については、速やかに研究者等の雇用の安定が図られるよう必要な検討を行い、必要な措置を講じること。また、特例の対象者が著しく拡大することがないようにすること。

五 科学研究費助成事業をはじめとする研究費の基金化を進めるよう努めること。

六 研究者等の雇用について、短期契約の更新を繰り返すことを改め、研究者等の雇用の安定が図られるよう、研究者等の人材育成や雇用形態の基本的な在り方についても検討を行うこと。

七 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関しては、研究成果の最大化を目的としつつ簡明で国民の合意が得られるものとなるよう十分留意すること。また、現に存する研究開発法人の業務・目的等を精査し、当該新制度に移行すべき研究開発法人の選定の基準・考え方を早急に検討し発表すること。

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章 大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営

第一節 大会議

第一百條 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

- 1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。
- 2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。
- 3 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上指定することができる。
- 4 招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。
- 5 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。
- 6 臨時大会議の開催地は、その開催を發議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。
- 7 2から5まで及び次條の規定は、臨時大会議について準用する。

第二百條 大会議における投票権

- 1 加盟国は、第四百九條に定める制裁が適用される場合を除くほか、一の票を有する。

第二百三條 大会議の権限

- 1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。
 - 1.1 万国郵便連合憲章前文及び第一條に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。
 - 1.2 万国郵便連合憲章第二十九條及びこの一般規則第三百三十八條の規定に従って加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。
 - 1.3 連合の文書の効力發生の日を定めること。
 - 1.4 大会議内部規則及びその改正を採択すること。
 - 1.5 管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第十一條、第一百七條及び第二百二十五條の規定に従ってそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。
 - 1.6 連合の戦略を採択すること。
 - 1.7 万国郵便連合憲章第二十一條の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。
 - 1.8 管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を選出すること。
 - 1.9 国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。
 - 1.10 ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によって定めること。

- 2 大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第二百四條 大会議内部規則

- 1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。
- 2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従って改正することができる。

第二百五條 連合の機関のオブザーバー

- 1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。
 - 1.1 国際連合の代表者
 - 1.2 限定連合

1.3 諮問委員会の委員 1.4 大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体 2 次の者は、第百七条^{1,12}の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。 2.1 国際連合の専門機関及び他の政府機関 2.2 国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者 3 1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。	国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。 1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。 1.3 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された万国郵便連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。
第二節 管理理事会 第百六条 管理理事会の構成及び運営 1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。 2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。 3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によつて選出されることはできない。 4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、郵便の分野における権限を有していなければならない。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。 5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。 第百七条 管理理事会の権限 1 管理理事会は、次の権限を有する。 1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する	1.4 1.3の規定に従い、万国郵便連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。 1.5 やむを得ない場合には、第百四十五条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。 1.6 請求があつた場合には、第百五十条6に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。 1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。 1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。 1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。 1.10 郵便業務理事会と協議の上、第百五条1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。 1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査し、及び承認すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。 1.12 郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブ

ザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。)を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第一百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。

1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。

1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国

1.16 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に係る行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。

1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。

1.20 第一百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

1.22 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討論し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。

1.23 国際事務局の活動を監督すること。

1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。

1.25 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における

通常郵便物の差出し)に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に關する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

1.29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第二百二十二条の規定に従って同委員会の組織を承認すること。

1.30 諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従って委員となるための申請を承認し、又は承認しないこと。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な手続を通じて申請に対する取扱いが行われることを確保する。

1.31 連合の財政規則を定めること。

1.32 予備基金の管理規則を定めること。

1.33 特別基金の管理規則を定めること。

1.34 特別活動基金の管理規則を定めること。

1.35 任意基金の管理規則を定めること。

1.36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1.37 福祉基金規則を定めること。

1.38 第一百五十二条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.39 第八八条 管理理事会の会期の開催

1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

2 管理理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。 3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。 4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。 5 諮問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。	1 オブザーバー 1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。 1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。 2 原則 2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。 2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。 2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除
1 管理理事会の会合に参加する各理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会、作業部会その他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会、作業部会その他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。 第百十一条 管理理事会の活動に関する情報 1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。 2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。 第三節 郵便業務理事会 第百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営 1 郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。 2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国である加盟国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。 3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、連合の文書に規定する業務	することができ。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に係る場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。 第百十条 旅行の費用の償還 1 管理理事会の会合に参加する各理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会、作業部会その他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会、作業部会その他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。 第百十一条 管理理事会の活動に関する情報 1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。 2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。 第三節 郵便業務理事会 第百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営 1 郵便業務理事会は、四十の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。 2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。開発途上国である加盟国に二十四の議席及び先進国である加盟国に十六の議席が確保される。理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。 3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。代表者は、連合の文書に規定する業務

の提供について責任を有していなければならない。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。

第百十三条 郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実地的な措置を調整すること。

1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4 郵便業務に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野における加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.9 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、経送料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し)を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

1.10 大会議に提出する戦略案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に關係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.12 開発途上にある新たな国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務上のニーズを研究

し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。

緊急の必要がある場合には、郵便業務理事会は、他の会期においてその施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.15 いずれかの加盟国が第百三十九条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること。当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第百五十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちからの議長国、一の副議長国及び各委員会の議長国を選出し、及びその内部規則を定める。

2 郵便業務理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が管理理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任

務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略（特に連合の常設機関の戦略に関する部分）に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

5 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

第百十五条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

2 原則

2.1 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関

係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第百十六条 旅行の費用の償還

1 郵便業務理事会に参加する加盟国の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において恵まれていない国とみなされる加盟国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。

第百十七条 郵便業務理事会の活動に関する情報

1 郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書（第百五十二条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む。）を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第四節 諮問委員会

第百十八条 諮問委員会の役割

1 諮問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的とする。

第百十九条 諮問委員会の構成

1 諮問委員会は、次のものから成る。

1.1 利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野への物品及び業務の提供者を代表する非政府機関その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する企業。このような非政府機関、組織及び企業が登録される場合には、いずれかの加盟国において登録されていなければならない。

- 1.2 管理理事会が自己の理事国の中から指定する委員
- 1.3 郵便業務理事会が自己の理事国の中から指定する委員

- 2 諮問委員会の運営費は、管理理事会の定める方法により、連合及び同委員会の委員が分担する。

- 3 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第二百二十条 諮問委員会への参加

- 1 管理理事会及び郵便業務理事会が指定した委員を除くほか、諮問委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手続であつて第七十七条^{1.30}の規定に従つて行われるものによつて決定される。

- 2 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

第二百二十一条 諮問委員会の権限

- 1 諮問委員会は、次の権限を有する。

- 1.1 管理理事会及び郵便業務理事会の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

- 1.2 諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

- 1.3 郵便業務分野に関する問題を検討し、及びこのような問題に関する報告書を提出すること。

- 1.4 管理理事会及び郵便業務理事会の活動に貢献すること(特に、報告書及び勧告を提出し、並びにこれらの理事会の要請により意見を述べること)。

- 1.5 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に対し勧告を行うこと。

第二百二十二条 諮問委員会の組織

- 1 諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従つて、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

- 2 諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。

- 3 諮問委員会は、一年に一回会合する。会合は、原則として、郵便業務理事会の会期中に連合の所在地において開催される。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。

第二百二十三条 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

- 1 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することができる。

- 2 諮問委員会の委員は、第二百五条の規定に従い管理理事会及び郵便業務理事会の全会議及び委員会の会合に招請される。また、諮問委員会の委員は、第九十二条^{2.2}及び第一百五十二条^{2.2}の規定に従いプロジェクト・チーム及び作業部会の活動に参加することができる。

- 3 管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

第二百二十四条 諮問委員会のオブザーバー

- 1 諮問委員会の委員でない連合の加盟国、第二百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。

- 2 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

- 3 例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第百二十五条 諮問委員会の活動に関する情報

1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。

2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成し、その写しを郵便業務理事会に送付する。当該年次報告書は、第百十一条の規定に従って加盟国、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事会の書類に含める。

3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第二章 国際事務局

第一節 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙及び権限

第百二十六条 国際事務局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、一回に限って更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局長は、大会議の開会の七箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によって行う。選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

3 国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

第百二十七条 国際事務局長の権限

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括し、並びにこれを法的に代表する。

2 職の分類、任命及び昇級に関し、

2.1 国際事務局長は、G1からD2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

2.2 国際事務局長は、P1からD2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦した当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。

2.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

2.4 国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

2.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。

2.6 国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。

3 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。

3.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者

として行動すること。

3.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。

3.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。

3.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。

3.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

3.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。

3.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。

3.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。

3.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する戦略案を作成すること。

3.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて次回の大会議に提出されるものを作成すること。

3.11 連合を代表すること。

3.12 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。

3.12.1 万国郵便連合と限定連合との間

3.12.2 万国郵便連合と国際連合との間

3.12.3 万国郵便連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

3.12.4 万国郵便連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.13 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.13.1 連合の機関の活動の準備及び組織

3.13.2 書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

3.13.3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.14 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。

3.14.1 第二百二十八条 国際事務局次長の権限

1 国際事務局次長は、国際事務局局長を補佐するものとし、国際事務局局長に対して責任を負う。

2 国際事務局局長が不在であり、又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、国際事務局次長が行使する。第二百二十六条3に規定する国際事務局局長が欠けた場合も、同様とする。

第二節 連合の機関及び諮問委員会の事務局

第二百二十九条 総則

1 国際事務局は、国際事務局局長の責任の下に、連合の機関及び諮問委員会の事務局の事務を行う。

第二百三十条 連合の機関の書類の準備及び配布

1 国際事務局は、各会期の際に発行される全ての書類を準備するものとし、万国郵便連合のウェブサイト上で利用可能とする。国際事務局は、また、特に設けられた効率的なシステムを用いて、新たな電子的な書類の発行についても万国郵便連合のウェブサイト上で通知する。

第二百三十一条 加盟国の表

1 国際事務局は、加盟国の分担等級、加盟国の属する地理的集団及び加盟国による連合の文書の締結状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に最新のものとする。

第二百三十二条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照会並びに清算への関与

1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があつたときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。

2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によって同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示された研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。

3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、特定の問題についての他の加

盟国及びこれらの加盟国の指定された事業体の意見を知るために照会を行う。照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。

4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。

5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従って自己の任務を遂行するために加盟国又はその指定された事業体から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。

第百三十三条 技術協力

1 国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を図ることを任務とする。

第百三十四条 国際事務局の供給する証票

1 国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する加盟国及びその指定された事業体に対して実費で供給することを任務とする。

第百三十五条 限定連合の文書及び特別取極

1 万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2 国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

3 国際事務局は、この条に規定する限定連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。

第百三十六条 連合の機関誌

1 国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

第百三十七条 連合の活動に関する年次報告書

1 国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上

で、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び国際連合に送付する。

第三章 議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生

第百三十八条 大会議への議案の提出の手續

1 加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手續による。

1.1 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。

1.3 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第三百三十九条 大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の提出の手続

1 いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。

2 1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。

第四百十条 大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。この二箇月の期間が経過した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

2 議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

第四百十一条 大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

1 万国郵便条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則は、大会議の行う決定に基づき、郵便業務理事会が作成する。

2 万国郵便条約又は郵便送金業務に関する約定について提案された改正に伴う議案は、関係する大会議の議案とともに国際事務局に同時に提出されるものとし、他の加盟国の支持なしに、一の加盟国が提出することができる。当該議案は、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに全ての加盟国に送付される。

3 大会議の終了後六箇月以内に新たな施行規則を作成するために郵便業務理事会が審査する施行規則に関するその他の議案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に提出される。

4 大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案であつて、加盟国により提出されるものは、遅くとも郵便業務理事会の開会の二箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。当該議案は、遅くとも同理事会の開会の一箇月前までに全ての加盟国及びその指定された事業体に送付される。

第四百十二条 郵便業務理事会による施行規則の改正

1 施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

2 施行規則を改正する議案は、他の加盟国による支持を必要としない。

3 この条に規定する議案は、郵便業務理事会が緊急の必要があると認める場合にのみ、同理事会による審査の対象とされる。

第四百十三条 大会議から大会議までの間に採択された決定の通報

1 万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によつて確定される。

2 郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に通報する。万国郵便条約第三十八条3.2及び約定の条項であつて同条約第三十八条3.2に相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。

第四百十四条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

1 施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

第四章 財政

第四百十五条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二十十三年から二十十六年までの各年につき三千七百二十三万五千スイス・フランを超過してはならない。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む。)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の

超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第四百四十六条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年六パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

6 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。

第四百四十七条 資金の不足

1 資金の不足を補うために連合に予備基金を設ける。その額は、管理理事会が定める。同基金は、主として予算の剰余金によつて維持される。同基金は、予算の収支を合わせるため又は加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

2 連合の一時的な資金不足の場合には、スイス連邦政府は、合意によつて定める条件に従い、連合に対し必要な短期の立替払を行う。

第四百四十八条 出納事務及び会計事務の監督

1 スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

第四百四十九条 自動的制裁

1 第四百四十六条3に規定する譲渡を行うことができない加盟国であつて、国際事務局が提案した同条4の規定に基づく償還計画の提出に同意せず、又は償還計画を実施しないものは、大会議並びに管理理事会及び郵便業務理事会の会合における投票権を自動的に失うものとし、当該各理事会の理事国となる資格も失う。

2 連合に対して負う分担金の滞納に関し、関係する加盟国が未払の元金及び利子全額を支払ったとき又は滞納分の償還計画を提出することに同意したときは、自動的制裁は、当然にかつ直ちに解除される。

第五百十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

五〇単位等級
四五単位等級
四〇単位等級

- 三五単位等級
 - 三〇単位等級
 - 二五単位等級
 - 二〇単位等級
 - 一五単位等級
 - 一〇単位等級
 - 五単位等級
 - 三単位等級
 - 一単位等級
- 二分の一単位等級(国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が指定する国のためのもの)
- 2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、その加盟国が属する分担等級に相当する分担単位数よりも大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、その加盟国は、当該加盟国がより大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に応じて経費も増加するものとする。
 - 3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一条4に定める手続に従って1に規定する分担等級のいずれかに属する。
 - 4 加盟国は、その後、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に変更の要請を送付することを条件として、より低い分担等級を選定することができる。大会議は、分担等級の変更に係るこれらの要請について、拘束力のない見解を示す。要請を送付した加盟国は、当該見解に従うか否かについて自由に決定することができる。当該加盟国の最終的な決定は、大会議の終了前に国際事務局に伝達されるものとする。変更に係る要請は、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。定められた期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかった加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。
 - 5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級への変更を要求することができない。

- 6 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であつて後発開発途上国に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができる。
 - 7 6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年(二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間)を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。
 - 8 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。
- 第五十一条 国際事務局の供給する物品についての支払
- 1 国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。未払金額については、連合のために、当該期限の日から年五パーセントの割合の利子が生ずる。
- 第五十二条 利用者の資金提供による補助機関の組織
- 1 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、万国郵便連合憲章第十八条に規定する自己の権限の範囲内における業務上、営業上、技術上及び経済上の活動であつて通常予算によつて賄うことができないものを行うため、利用者の資金提供による補助機関(その資金提供は任意とする。)を設立することができる。
 - 2 郵便業務理事会は、同理事会の下に1に規定する補助機関を設立する場合には、政府間機関としての連合の基本的な規則及び原則を十分に考慮しつつ当該補助機関の規則が準拠する枠組みを決定し、承認を得るために管理理事会に提出する。当該枠組みには、次の要素を含む。
- 2.1 任務
 - 2.2 構成(当該補助機関の構成員の分類を含む。)
 - 2.3 意思決定についての規則(当該補助機関の内部構造及び当該補助機関と万国郵便連合の他の機関との関係を含む。)
 - 2.4 投票及び代表についての原則

2.5 財政（出資、利用料等）

2.6 事務局の構成及び運営上の構造

3 利用者の資金提供による補助機関は、2に規定する枠組みであつて、郵便業務理事会が決定し、管理理事会が承認するものの中で自律的に活動するものとし、承認を得るために郵便業務理事会に提出する自己の活動に関する年次報告書を作成する。

4 管理理事会は、利用者の資金提供による補助機関が通常予算に払い込むべき経費に関する規則を作成し、連合の財政規則において公表する。

5 国際事務局長は、管理理事会によつて承認され、及び利用者の資金提供による補助機関のために雇用する職員に適用される職員規則に基づき、当該補助機関の事務局を管理する。当該補助機関の事務局は、国際事務局の不可分の一部を成す。

6 この条の規定に従つて設立される利用者の資金提供による補助機関に関する情報は、その設立の後に大会議に報告される。

第五章 仲裁

第一百五十三条 仲裁手続

1 仲裁によつて解決を図る紛議が加盟国間で生じた場合には、その一方の当事者である加盟国は、他方の当事者である加盟国に対し、紛議の対象となつてゐる事項を書面により通報し、及び仲裁手続の開始の意思を通知により表明しなければならない。

2 紛議が業務上の又は技術的な性格を有する問題に係るものである場合には、各加盟国は、自国の指定された事業体に対し、3から14までに規定する手続に従つて行動することを要請し、及び権限を委任することが出来る。関係する加盟国は、仲裁手続の進捗状況及び結果について通報を受ける。以下この条において当事者である加盟国又は関係する指定された事業体を「係争当事者」という。

3 係争当事者は、一又は二の仲裁者を指定することを選択する。

4 係争当事者が三の仲裁者を指定することを選択する場合には、各当事者は、係争に直接の利害関係を有しておらず、仲裁者として行動する加盟国又は2の規定に従つて仲裁者として行動する指定された事業体を選定する。二以上の加盟国又は指定された事業体が提携する場合には、これらの加盟国又は指定された事業体は、この条の規定の適用上、単一の当事者とみなす。

5 当事者が三の仲裁者を指定することを合意する場合には、第三の仲裁者については、当事者間の共同の合意により指定されるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

6 いずれかの約定に関する紛議の場合には、当該約定に参加している加盟国以外の加盟国を仲裁者として指定することができない。

7 係争当事者は、合意により単一の仲裁者を指定することができるものとし、加盟国又は指定された事業体を指定することを要しない。

8 国際事務局は、仲裁手続の開始の通知が行われた日から三箇月以内に一方又は双方の係争当事者が仲裁者を指定しない場合において、要請が行われたときは、仲裁者を指定しない加盟国に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。同事務局は、双方の当事者が要請を行わない限り、審議に参加しない。

9 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者によつて裁定が言い渡される前のいかなる時においても、紛議を解決することを共同して合意することができる。当事者は、紛議を解決する決定の後十日以内に国際事務局に対して仲裁手続の取下げを書面により通報しなければならない。当事者が仲裁手続の取下げを合意した場合には、一又は二以上の仲裁者は、その紛議を裁定する権限を失う。

10 一又は二以上の仲裁者は、提供された事実及び情報に基づいて紛議の裁定を行う。紛議に係る全ての事項は、当事者及び一又は二以上の仲裁者に通報されなければならない。

11 一又は二以上の仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行うものとし、当該裁定は、仲裁手続の開始の通知が行われた日の後六箇月以内に国際事務局及び当事者に通知される。

12 仲裁手続は秘密とされ、紛議についての簡潔な説明及び裁定のみが、当該裁定が当事者に通知された後十日以内に国際事務局に書面により通報される。

13 一又は二以上の仲裁者による裁定は、最終的なものとし、全ての当事者を拘束し、及び上訴を許さない。

14 係争当事者は、一又は二以上の仲裁者による裁定を遅滞なく実施する。加盟国が仲裁手続に関与し、及び当該仲裁手続に従う権限を自国の指定された事業体に委任する場合には、当該加盟国は、当該指定された事業体が一又は二以上の仲裁者による裁定を実施することを確保する責任を負う。

第六章 連合内で使用する言語

平成二十五年十二月三日 衆議院會議録第十六号

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二八

第五百四十四条 国際事務局の業務用言語

1 国際事務局の業務用言語は、フランス語及び英語とする。

第五百五十五条 書類、審議及び業務上の通信に使用する言語

1 連合が発行する書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語を使用する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、当該言語の使用を請求する加盟国が関係する全ての費用を負担することを条件として、使用することができる。

2 公用語以外の一の言語の使用を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。

3 書類は、国際事務局が、直接、又は2の規定によつて構成された言語集団の地域事務局の仲介により、かつ、国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式によつて発行する。

4 国際事務局が直接発行する書類は、できる限り、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国又はその指定された事業体と国際事務局との間及び同事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによつても行うことができる。

6 いずれかの言語への翻訳の費用(5の規定の適用から生ずる費用を含む。)は、当該言語の使用を請求した言語集団が負担する。公用語を使用する加盟国は、公用語以外の言語への翻訳の費用として、一定額の支払を行う。当該一定額に係る分担単位当たりの金額は、国際事務局の他の業務用言語を使用する加盟国が負担する分担単位当たりの金額と同額とする。書類の提供に関するその他の全ての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によつて定める。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国の間で他の分担基準によつて分担することもできる。ただし、関係加盟国が、これについて合意し、かつ、これについての決定を当該言語集団の代弁者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択を変更することを請求する場合には、一定の期間(二年を超えないものとする。)の後にこれに応ずる。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設(電子装置の有無を問わない。)により、フランス語、英語、スペイン語、ロシア語及びアラビア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によつて行う。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれか一の言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13 加盟国又はその指定された事業体は、相互間における業務上の通信に使用する言語について取決めを行うことができる。取決めがない場合には、使用する言語はフランス語とする。

第七章 最終規定

第五百五十六条 この一般規則に関する議案の承認の条件

1 この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、投票権を有する加盟国の三分の二以上が出席していなければならない。

第五百五十七条 国際連合との協定に関する議案

1 前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、関係する協定において改正の条件についての定めがない場合に限る。

第五百五十八条 この一般規則の改正、効力発生及び有効期間

1 大会議が採択した改正は、追加議定書の対象となり、その大会議において反対の決定がされない限り、その大会議において更新された文書と同時に効力を生ずる。

2 この一般規則は、二十十四年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの一般規則の本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。

万国郵便条約

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条3の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五条4の規定の適用があることを条件として、国際郵便業務に適用される規則をこの条約で定めた。

第一部 国際郵便業務に適用される共通の規則

第一章 総則

第一条 定義

1 この条約の適用上、次の用語は、次に定義する意味を有する。

1.1 「小包」とは、この条約及び小包郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.2 「閉袋」とは、票札を付し、かつ、封鉛又は他の方法によって封かんされた一又は二以上の郵袋その他の容器であつて、郵便物を包有するものをいう。

1.3 「線路を誤った郵袋」とは、票札の示す交換局以外の交換局で受領した容器をいう。

1.4 「個人情報」とは、郵便業務の利用者を特定するために必要な情報をいう。

1.5 「誤送された郵便物」とは、一の交換局で受領した郵便物であつて、本来他の加盟国の交換局で受領されるべきものをいう。

1.6 「郵便物」とは、通常郵便物、小包郵便物、郵便為替証書等郵便により差し出される個々の物を意味する包括的な用語をいう。

1.7 「継越料」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務に対する報酬をいう。

1.8 「到着料」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.9 「指定された事業体」とは、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する義務を履行するために、加盟国によって正式に指定された政府機関又は非政府機関をいう。

1.10 「小形包装物」とは、この条約及び通常郵便に関する施行規則に定める条件により運送される郵便物をいう。

1.11 「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.12 「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.13 「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.14 「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であつて、全ての利用者が、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

1.15 「開袋継越し」とは、名宛国に宛てて開袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。

第二条 この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

第三条 普遍的な郵便業務

1 加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、全ての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域の全ての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内では他の通常的手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3 加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質に係る基準を尊重することを確保する。

4 加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによってその永続性が保障されることを確保する。

第四条 継越しの自由

1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体は他の指定された事業体から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2 伝染性物質又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの書状の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、通常郵便物(書状、郵便葉書及び盲人用郵便物を除く。)の開袋継越しを認めないことができる。このことは、印刷物(定期刊行物、雑誌等)、小形包装物及びM郵袋であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様とする。

3 陸路又は海路によって送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の領域においてのみ保障される。

4 航空小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。

5 加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。

第五条 郵便物の所属、取戻し、宛名の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送

1 郵便物は、差出国又は名宛国の法令及び第十八条211又は3の規定が適用される場合には継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に所属する。

2 郵便物の差出人は、郵便物を取り戻し、又はその宛名を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

3 加盟国は、その指定された事業体が配達不能の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

第六条 料金

1 各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自国の法令に応じて、加盟国又はその指定された事業体が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。

2 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に応じて、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名宛国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達費用を含む。

3 適用する料金(連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。)は、同様の性質(種類、数量、処理時間等)を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。

4 加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に応じて、連合の文書においてガイドラインの対象と

して定められている料金を超える料金を適用することができる。

5 3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、加盟国又はその指定された事業体は、その定めた料金を、自国の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。加盟国又はその指定された事業体は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。

6 連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。

7 連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体は、徴収した料金を取得する。

第七条 郵便料金の免除

1 原則

1.1 郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。もっとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は限定連合が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物及び事務用小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、限定連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物は、郵便業務の事務用郵便物とみなし、郵便料金を免除する。もっとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

2 捕虜及び抑留された文民

2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2 2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4 2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5 指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

3 盲人用郵便物

3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

3.2 この条において、

3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。

3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。

3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、通常郵便物に関する施行規則に定めるものを含む。

第八条 郵便切手

1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2 郵便切手は、

2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。

- 2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。
- 2.3 料金納付又は収集のため、自国の法令に基づき、発行する加盟国又は地域において通用する。
- 2.4 発行する加盟国又は地域の全ての居住者が入手可能なものでなければならない。
- 3 郵便切手は、次のものを含む。
 - 3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国又は地域の名称(注)

注 切手を発明した国であるグレートブリテンには例外が認められる。
 - 3.2 次のもので記載された額面
 - 3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号
 - 3.2.2 その他の識別のための特徴
- 4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記事は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。
- 5 郵便切手の主題及び意匠は、
 - 5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。
 - 5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。
 - 5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。
 - 5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。
 - 5.5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。
- 6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合のみ使用することができる。
- 7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。国際事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。

第九条 郵便業務の保障

- 1 加盟国及びその指定された事業体は、万国郵便連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守し、並びに郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びに全ての関係取扱者のため、郵便業務の全ての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、特に、通報に関する万国郵便連合の技術標準に合致するものとして管理理事会及び郵便業務理事会が採択する実施規定(特に、関係する郵便物の種別及び識別の基準)に明示する郵便物についての事前の電子データの提供に関する要求に適合する原則を含む。この戦略には、また、加盟国及びその指定された事業体の間の開袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。
 - 2 国際郵便の一連の運送に適用される全ての保障措置は、対処すべき危険及び脅威に相応するものでなければならない。郵便ネットワークの特性を考慮し、国際的な郵便の流れ又は取引を妨げることがないようにとらなければならない。郵便業務に対する全世界的な影響を潜在的に有する保障措置は、全ての関係者の関与を得て、国際的に調整され、かつ、均衡のとれた方法でとらなければならない。
- 第十条 持続可能な開発
- 1 加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務の全ての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な開発に関する周知を図る。
- 第十一条 違反行為
- 1 郵便物
 - 1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。
 - 1.1.1 麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。
 - 1.1.2 小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。
 - 2 郵便料金納付及びその手段
 - 2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。
 - 2.1.1 通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.2.1 郵便料金納付の印影 2.2.2 料金計器又は印刷機による印影 2.2.3 国際返信切手券 2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。 2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行為 2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を使用し、流布し、販売し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は広告する行為 2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為 2.2.4 これらの違反行為の未遂 3 相互主義 3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。 第十二条 個人情報の取扱い 1 利用者の個人情報、適用される国内法令に従い、その収集された目的のためにのみ利用することができ。 2 利用者の個人情報は、適用される国内法令により当該個人情報を入手することが許可された第三者にのみ開示される。 3 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保する。 4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。 第二部 通常郵便及び小包郵便に適用される規則 第一章 業務の提供	
第十三条 基礎業務 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 2 通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 2.4 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋 3 通常郵便物は、通常郵便に関する施行規則に従つて、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類される。 4 2に定める重量制限を超える重量制限は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。 5 8に規定する場合を除くほか、加盟国は、更に、その指定された事業体が、この条約の定めるところにより、又は自国から發送する小包の場合においては二国間の取決めを行った後に利用者に一層有利な他の方法により、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 6 重量二十キログラムを超える重量制限は、小包郵便に関する施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の小包郵便物について任意に適用する。 7 その指定された事業体が小包の運送を行っていない加盟国は、運送企業にこの条約の規定を実施させることができる。このような加盟国は、小包郵便業務を、運送企業によつて運送が行われる地域から發出し、又は当該地域に宛てた小包に限定することができる。 8 5の規定にかかわらず、二十一年一月一日前に小包郵便物に関する約定の締結国でなかつた加盟国は、小包郵便業務を提供する義務を負わない。 第十四条 型による通常郵便物の分類 1 通常郵便物は、前条3に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物	

(G) 又は巨大郵便物 (E) に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、通常郵便に関する施行規則に定める。

第十五条 追加の業務

1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。

1.1 自国から發送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2 自国宛ての全ての書留通常郵便物に係る書留郵便業務

2 加盟国又はその指定された事業体は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務を任意のものとして確保することができる。

2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務

2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

2.3 通常郵便物及び小包に係る速達業務

2.4 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務

2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務

2.6 壊れやすい小包及び取扱困難な小包に係る業務

2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の發送業務

2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務

3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意の側面のいずれも有する。

3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。

3.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。

3.3 書留通常郵便物、小包及び保険付郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から發送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。

4 1 から 3 までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。

5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。

5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

5.2 通常郵便物の締切時刻後の差出し

5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の差出し

5.4 差出人の住所からの取集

5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付

5.6 留置

5.7 重量五百グラムを超える通常郵便物の保管及び小包郵便物の保管

5.8 到着通知書への回答としての小包の配達

5.9 不可抗力による危険に対する負担

第十六条 EMS 業務及び統合された物流管理業務

1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の業務に参加することを取り決めることができる。

1.1 書類及び物品用の郵便急送業務であり、かつ、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものである EMS 業務。この業務は、EMS 標準に関する多数国間の取決め又は二国間の合意に基づき提供することができる。

1.2 利用者の物流管理に関する要求に十分応じ、かつ、物品及び書類の物理的な送達の前段階を含む統合された物流管理業務

第十七条 電子郵便業務

1 加盟国又は指定された事業体は、相互間でこの条約の施行規則に定める次の電子郵便業務に参加することを取り決めることができる。

1.1 指定された事業体が電子的な通信文及び資料を送信する電子郵便業務である電子郵便物

1.2 電子的な通信文の差出しについての証明及び配達についての証明並びに認証された利用者の間の安全な通信手段を提供する保障された電子郵便業務である書留電子郵便物

- 1.3 一又は二以上の当事者に關係する事実及び受け付けた日時を特定の様式で電子的に証拠となる方法により証明する電子郵便認証
- 1.4 認証された差出人による電子的な通信文の送付並びに認証された受取人のための電子的な通信文及び資料の配達及び保管を可能とする電子郵便受箱
- 第十八条 引き受けられない郵便物及び禁制
- 1 総則
- 1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。
- 1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。
- 1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるものとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。
- 2 いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの
- 2.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
- 2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物
- 2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品
- 2.1.3 偽造又は海賊版の物品
- 2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品
- 2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品
- 2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの
- 3 爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物
- 3.1 爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
- 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品

- は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
- 3.3 引き受けることができることがこの条約の施行規則に特別に規定されている危険物は、例外的に引き受ける。
- 4 生きた動物
- 4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。
- 4.2 次の動物は、例外的に、保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。
- 4.2.1 みつばち、水ひる及び蚕
- 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であつて、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
- 4.2.3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであつて公認の施設の間で交換されるもの
- 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。
- 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の郵便規則及び国内法令により認められる場合に限る。
- 5 小包への通信文の包有
- 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。
- 5.1.1 記録文書を除く通信文であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの
- 6 硬貨、銀行券その他の貴重品
- 6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価値証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。
- 6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物
- 6.1.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、これらの物品を封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。
- 6.1.2 保険付小包以外の小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。

平成二十五年十二月三日 衆議院會議録第十六号

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三六

6.1.3 保険付小包以外の小包であつて保険付小包業務を行う二国の間で交換されるもの

6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるか否かを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することが出来る。

7 印刷物及び盲人用郵便物

7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をすること及びこのような要素を有する書類を包有してはならない。

7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。

8 誤って引き受けられた郵便物の取扱

8.1 誤って引き受けられた郵便物の取扱については、この条約の施行規則に定める。ただし、2.1.1、2.1.2、3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1.1、3.1及び3.2に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。

第十九条 調査請求

1 指定された事業体は、調査請求が、郵便物の差出しの日翌日から起算して六箇月以内に提出されることを条件として、自己の又は他の指定された事業体の業務として取り扱った小包、書留郵便物又は保険付郵便物に関する調査請求を受理する義務を負う。調査請求の伝達は、優先書留郵便物、EMS又は電子的手段によつて行ふ。六箇月という期間は、請求者が指定された事業体に調査請求を行うまでの期間をいい、指定された事業体の間の調査請求の送達の期間を含まない。

2 調査請求は、この条約の施行規則に定める条件に従つて認められる。

3 調査請求の料金は、無料とする。ただし、EMS業務による調査請求の送達を請求された場合には、追加の費用は、原則として請求者が負担する。

第二十条 税関検査及び関税その他の課金

1 差出国の指定された事業体及び名宛国の指定された事業体は、自国の法令の定めるところにより、郵便物を税関検査に付することができる。

2 税関検査に付される郵便物に対しては、この条約の施行規則に定める額を基準とする通関料を郵便料金として課することができる。この通関料は、関税その他同様の性質を有する課金を課された郵便物の通関についてのみ徴収される。

3 利用者のために郵便物の通関手続を代行することについて許可を得た指定された事業体は、利用者の名において、又は名宛国の指定された事業体の名において、業務の実際の費用に基づく料金を利用者から徴収することができる。この料金は、自国の法令に従い、税関で申告された全ての郵便物(関税を免除されたものを含む。)について徴収することができる。利用者は、徴収される料金について事前に適正に通知されるものとする。

4 指定された事業体は、関税その他の全ての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴収することができる。

第二十一条 軍隊との閉袋の交換

1 通常郵便物の閉袋は、次の者の間で、他国の陸運業務、海運業務又は航空業務の仲介によつて交換することができる。

1.1 加盟国の郵便局と国際連合の用に供される軍隊の指揮官との間

1.2 国際連合の用に供される軍隊の指揮官の間

1.3 加盟国の郵便局と国外にある当該加盟国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官との間

1.4 同一国の艦隊、航空隊、陸上部隊、軍艦又は軍用機の指揮官の間

2 1の閉袋に納める通常郵便物は、閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍隊の構成員又は閉袋が宛てられ、若しくは閉袋を発送する軍艦若しくは軍用機の将校若しくは乗組員が発受するものに限られる。

当該通常郵便物に適用する料金及び送達の条件については、軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所屬している加盟国の指定された事業体が自己の規則に従つて定める。

3 軍隊を提供した加盟国の指定された事業体又は軍艦若しくは軍用機の所屬している加盟国の指定された事業体は、特別の合意がない限り、関係する指定された事業体に対し、閉袋の継越料、到着料及び航空運

送料を支払う義務を負う。

第二十二条 業務の質に関する基準及び目標

1 加盟国又はその指定された事業体は、自国宛ての通常郵便物及び小包の配達に関する基準及び目標を定め、公表する。

2 1の基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものとし、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利なものとしてはならない。

3 差出側の加盟国又はその指定された事業体は、優先通常郵便物及び航空通常郵便物並びに平面路小包その他の小包の差出しから配達までの間の基準を定め、公表する。

4 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。

第二章 責任

第二十三条 指定された事業体の責任及び賠償金

1 総則

1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。

1.1.1 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に關しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷

1.1.2 配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に關しては、その返送

1.2 指定された事業体は、1.1及び1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。

1.3 指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。

1.4 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために

納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。

1.5 支払うべき賠償金の額は、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める額を超えることができない。

1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。

1.7 指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があった場合を含む。）においても、この条約

及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。

2 書留郵便物

2.1 差出人は、書留郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、通常郵便に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

2.2 差出人は、書留郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の金額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3 普通小包

3.1 差出人は、普通小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、小包郵便に関する施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が、同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。

3.2 差出人は、普通小包の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

3.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。

4 保険付郵便物

4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権（SDR）による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。

4.2 差出人は、保険付郵便物の内容品の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。

5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、当該郵便物の差出しのために納付した料金のみを還付を請求する権利を有する。

6 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのた

めに納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によつて発生した費用の還付を請求する権利を有する。

7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容及同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。

8 書留郵便物、普通小包若しくは保険付郵便物の亡失又はこれらの郵便物の内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金(書留料及び保険料を除く。)の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に關しても、当該不良状態が郵便業務によつて生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。

10 差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び普通小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。

10.1 責任を有する指定された事業体に対する求償

10.2 差出人の権利の受取人のための放棄

11 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の経過及び指定された事業体に対する賠償金の支払(この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。)に關するいかなる留保も、付することができない。

第二十四条 加盟国及び指定された事業体の免責

1 指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任

を負う。

1.1 内容品の盗取又は損傷が配達の前又は配達の際に確認された場合

1.2 指定された事業体の規則により認められる場合において、内容品が盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人(差出人への返送の場合にあつては差出人)が留保を付したとき。

1.3 指定された事業体の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。

1.4 受取人(差出人への返送の場合にあつては差出人)が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、内容品の盗取又は損傷が配達の後生じたものでないことを立証したとき。「遅滞なく」の語は、国内法令に従つて解釈する。

2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

2.1 第十五条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合

2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に關して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合

2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合

2.4 郵便物が第十八条の禁制に抵触する場合

2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。

2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合

2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合

2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合

2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもつて行動した疑いがある場合

3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容(形式のいかんを問わない。)について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。

第二十五条 差出人の責任

1 郵便物の差出人は、運送を認められない物品の差出しにより、又は郵便物の引受条件を遵守しなかつた

ことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害並びに他の郵便物及び郵便設備に与えた全ての損害について責任を負う。

2 差出人は、他の郵便物に損害を与えた場合には、損傷した郵便物に対し指定された事業体が負う責任の限度まで責任を負う。

3 差出人は、差出局が1に規定する傷害及び損害をもたらした郵便物を引き受けた場合においても、責任を負う。

4 差出人は、郵便物の引受条件を遵守していた場合には、その引受け後の郵便物の取扱いにおいて指定された事業体又は運送事業者に過失又は怠慢があつたときに限り、責任を負わない。

第二十六条 賠償金の支払

1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出側の指定された事業体又は場合により名宛側の指定された事業体が負う。この場合において、責任を負う指定された事業体に対する求償権は、害されない。

2 差出人は、賠償金を請求する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は差出人が放棄した場合においては、自国の法令上認められる場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第二十七条 差出人又は受取人からの賠償金の回収

1 亡失したものと認められた書留郵便物、小包又は保険付郵便物（このような郵便物の内容品の一部を含む。）が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人又は場合により受取人に対し、当該郵便物は三箇月間保管され、支払われた賠償金の返付と引換えに当該郵便物を受け取ることができる旨を通知し、同時に、当該郵便物を交付すべき者について照会する。差出人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合には、受取人に対し、受取人が受取を拒絶し、又は所定の期間内に回答を行わなかった場合にあつては差出人に対して同様の措置をとる。この場合において、回答のための期間は、同一とする。

2 差出人及び受取人が、郵便物を受け取ること放棄した場合又は1に定める期間内に回答を行わなかった場合には、当該郵便物は、損害を負担した一の指定された事業体又は適当な場合には二以上の指定された事業体の所有に帰する。

3 保険付郵便物が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価値のものであると認定された場合には、差出人又は場合により受取人は、当該保険付郵便物の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。ただし、このことにより保険金額の詐欺表記に対する措置をとることが妨げられるものではない。

第三章 通常郵便に関する特別規定

第二十八条 外国における通常郵便物の差出し

1 いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。

2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 名宛側の指定された事業体は、差出人に対し又は差出人から徴収することができない場合には差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業体が定められた期間内に、差出人及び差出側の指定された事業体のいずれもがこの内国料金の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、1及び2に規定する通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求する権利を有するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

4 いずれの指定された事業体も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し、又は差し出させる通常郵便物について受領する到着料の額が、当該通常郵便物が差出人の居住国において差し出された場合に受領したであろう額を下回るときは、当該通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。名宛側の指定された事業体は、その負担する費用に相当する報酬を差出側の指定された事業体に請求する権利を有する。この場合において、この報酬は、場合に依りて、同様の郵便物に適用される内国料金の八十パーセントの額又は第三十条5から11まで若しくは第三十一条8に定める料率のいずれか高い方を超えてはならない。名宛側の指定された事業体が定めた期間内に、差出側の指定された事業体が請求された報酬の支払を承諾しない場合には、名宛側の指定された事業体は、当該通常郵便物を、差出側の指定された事業体に返送し（この場合において当該名宛側の指定された事業体は、このような返送の費用の償還を請求するものとする。）、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

平成二十五年十二月三日 衆議院會議録第十六号

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

四〇

求する権利を有するものとする。)、又は自国の法令に従って取り扱うことができる。

第三部 補償金

第一章 通常郵便に関する特別規定

第二十九条 到着料についての総則

1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から通常郵便物を受領した指定された事業体は、受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。

2 国及び地域は、その指定された事業体による到着料に関する規定の適用のため、大会議の決議C七七／二〇一二により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。

2.1 二十十年より前に目標制度に参加した国及び地域

2.2 二十十年及び二十二年の時点において目標制度に参加した国及び地域

2.3 二十四年以降に目標制度に参加する国及び地域(新たに目標制度に参加する国)

2.4 移行制度に参加している国及び地域

3 到着料の支払に関するこの条約の規定は、移行期間の満了の時に各国ごとの固有の要素を考慮した補償方式に移行する上での暫定的な措置について定めるものである。

4 内国制度の直接利用

4.1 原則として、二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同じの条件により他の指定された事業体を利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているかを判断する。

4.2 二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同じの条件により二十十年より前に目標制度に参加した国の他の指定された事業体を利用することができるようにしなければならない。

4.3 二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体を利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、内国

制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかをいずれかを選択しなければならない。また、二十十年以降に目標制度に参加した国の指定された事業体は、二十十年より前に目標制度に参加した国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同じの条件により全ての指定された事業体を利用することができるようにしなければならない。

4.4 移行制度に参加している国の指定された事業体は、他の指定された事業体に対し、内国制度の条件を利用することができなくすることを選択できる。この場合において、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、相互主義に基づき、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体を利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該移行制度に参加している国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができなくなるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかをいずれかを選択しなければならない。

5 到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条及び第三十一条に定める補償金に加えて追加の補償金の支払を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、これらの条に定める最低の補償金を下回することはできない。

6 指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。

7 重量が五キログラム未満のM郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。

7.1 二十四年については、一キログラムにつき〇・八一五SDR

7.2 二十五年については、一キログラムにつき〇・八三八SDR

7.3 二十六年については、一キログラムにつき〇・八六一SDR

7.4 二十七年については、一キログラムにつき〇・八八五SDR

8 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二十四年については〇・六一七SDR、二十五年につい

ては〇・六三四SDR、二十十六年については〇・六五二SDR、二十十七年については〇・六七〇SDRとする。保険付郵便物一通当たりの追加の補償金は、二十十四年については一・二三四SDR、二十五年については一・二六九SDR、二十十六年については一・三〇五SDR、二十十七年については一・三四二SDRとする。郵便業務理事会は、提供される業務が通常郵便に関する施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。

9 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付き識別子が付されていない書留郵便物及び保険付郵便物又は万国郵便連合の技術標準S10に適合しないバーコード付き識別子が付された書留郵便物及び保険付郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五SDRとする。

10 到着料の計算においては、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、同一差出人により大量に差し出され、かつ、同一の又は別個の閉袋に包有される通常郵便物を「大量郵便物」といい、次条及び第三十一条の規定に従い、補償金が支払われる。

11 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めにより、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。

12 指定された事業体は、任意に、優先郵便物の到着料率に十パーセントの割引率を適用した到着料率で、非優先郵便物を交換することができる。

13 目標制度に参加している国の指定された事業体の間で適用される規定は、目標制度に参加する旨の希望を表明する国であつて移行制度に参加しているもの指定された事業体について適用する。郵便業務理事会は、通常郵便に関する施行規則において暫定的な措置を定めることができる。目標制度に関する全ての規定は、新たに目標制度に参加する国の指定された事業体であつて、暫定的な措置を経ずに当該全ての規定を適用する旨の希望を表明するものについて適用することができる。

第三十条 目標制度に参加している国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 通常郵便物（大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2 目標制度における到着料率は、第十四条の規定に基づく大きさ（型）による郵便物の分類を内国業務において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

3 目標制度に参加する指定された事業体は、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された閉袋を交換する。

4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

5 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、二十グラムの小型通常郵便物（P）の料金及び百七十五グラムの大型通常郵便物（G）の料金（付加価値税及び他の税金を控除したもの）の七十パーセントを基礎として計算する。

6 郵便業務理事会は、型ごとに区分された閉袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

7 目標制度に参加した国の間の郵便物の流れについていずれの年において適用される料率も、前年と比較して、八十一・八グラムの通常郵便物の到着料収入において、十三パーセントを超えて増加してはならない。

8 二十十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

8.1 二十十四年については、一通当たり〇・二九四SDR及び重量一キログラムにつき二・二九四SDR
8.2 二十十五年については、一通当たり〇・三〇三SDR及び重量一キログラムにつき二・三六三SDR
8.3 二十十六年については、一通当たり〇・三一二SDR及び重量一キログラムにつき二・四三四SDR
8.4 二十十七年については、一通当たり〇・三二一SDR及び重量一キログラムにつき二・五〇七SDR
9 二十十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであつてはならない。

9.1 二十十四年については、一通当たり〇・二〇三SDR及び重量一キログラムにつき一・五九一SDR
9.2 二十十五年については、一通当たり〇・二〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・六三六SDR
9.3 二十十六年については、一通当たり〇・二一五SDR及び重量一キログラムにつき一・六八二SDR
9.4 二十十七年については、一通当たり〇・二二一SDR及び重量一キログラムにつき一・七二九SDR
10 二十十年及び二十十二年の時点において目標制度に参加した国の間並びにこのような国と二十十年より

前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

- 10.1 二十四年については、一通当たり〇・二〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・六四一SDR
- 10.2 二十五年については、一通当たり〇・二二二SDR及び重量一キログラムにつき一・七三九SDR
- 10.3 二十六年については、一通当たり〇・二三三SDR及び重量一キログラムにつき一・八四三SDR
- 10.4 二十七年については、一通当たり〇・二四九SDR及び重量一キログラムにつき一・九五四SDR
- 11 二十八年及び二十九年の時点において目標制度に参加した国との間並びにこのような国と二十九年より前に目標制度に参加した国との間の郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定める料率を下回るものであってはならない。

12 大量郵便物を除くほか、新たに目標制度に参加する国への、このような国からの又はこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、9.1から9.4までに定めるものとする。

13 二十九年又はそれ以降に目標制度に参加した国との間及びこのような国と二十九年より前に目標制度に参加した国との間の年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十二・二三通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。

14 二十九年より前に目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5から9までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

15 二十九年及び三十年の時点において目標制度に参加した国に送付される大量郵便物の補償金は、5、10及び11に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

16 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十一条 移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1 移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物(大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。)の補償金は、郵便物一通当たりの料率及び郵便物の重量一キログラムごとの料率を基礎として設定される。

2 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

3 移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

- 3.1 二十四年については、一通当たり〇・二〇三SDR及び重量一キログラムにつき一・五九一SDR
- 3.2 二十五年については、一通当たり〇・二〇九SDR及び重量一キログラムにつき一・六三六SDR
- 3.3 二十六年については、一通当たり〇・二二五SDR及び重量一キログラムにつき一・六八二SDR
- 3.4 二十七年については、一通当たり〇・二二二SDR及び重量一キログラムにつき一・七二九SDR

4 年間総重量が七十五トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、二十三年の重量一キログラムごとの料率が適用される二十四年を除くほか、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十二・二三通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。その際には、次の料率を適用する。

- 4.1 二十四年については、一キログラムにつき四・一六二SDR
- 4.2 二十五年については、一キログラムにつき四・一九二SDR
- 4.3 二十六年については、一キログラムにつき四・三一一SDR
- 4.4 二十七年については、一キログラムにつき四・四三二SDR

5 年間総重量が七十五トンを上回る郵便物の流れについては、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、4に定める重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。

6 4に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。

7 移行制度に参加している国の指定された事業体は、任意に、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵便物を送付することができる。当該郵便物を交換する場合には、3に定める料率を適用する。

8 目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、3の規定に従って補償金を請求することができる。

9 二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十二条 業務の質を改善するための基金

1 到着料及び業務の質を改善するための基金に関し、大会議において第五集団の国に分類された国に対して全ての国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第五集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第五集団の国に分類された国の間における支払は、行わない。

2 大会議において第四集団の国に分類された国に対して第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。

3 大会議において第四集団の国に分類された国に対して第二集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。

4 大会議において第三集団の国に分類された国に対して第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、二十四年及び二十五年においては前条に定める料率の八パーセント分、二十六年及び二十七年においては第三十条12に定める料率の六パーセント分増額される。

5 大会議において第三集団の国に分類された国に対して第二集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）

は、二十四年及び二十五年においては、第三集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二パーセント分増額される。

6 第三集団から第五集団までの国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万SDRとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、二十年より前に目標制度に参加した国に対し、交換する分量に応じて請求される。

7 地域的な計画は、特に、開発途上国における万国郵便連合の業務の質の改善のための計画の実施及び原価計算制度の導入を促進するものとすべきである。郵便業務理事会は、これらの計画の資金調達のための手続を遅くとも二十四年末までに採択する。

第三十三条 継越料

1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務（第三国業務）の仲介によって交換される開袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。

第二章 その他の規定

第三十四条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 航空運送に関する勘定の指定された事業体の間の決済について適用する基本料金率は、郵便業務理事会が承認する。当該基本料金率は、通常郵便に関する施行規則に定める方式に従って国際事務局が計算する。ただし、物品の返送業務を通じて送付される小包の航空運送について適用する基本料金率は、小包郵便に関する施行規則の規定に従って計算する。

2 開袋並びに開袋継越しの優先郵便物、航空通常郵便物及び航空小包並びに誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋の航空運送料の計算並びに差引計算方法については、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に定める。

3 全航空運送距離に係る運送料は、次の指定された事業体が負担する。

3.1 開袋（一又は二以上の仲介を行う指定された事業体により継ぎ越される開袋を含む。）については、差出国の指定された事業体

3.2 開袋継越しの優先郵便物及び航空通常郵便物（誤送されたものを含む。）については、これらを他の

指定された事業体に引き渡す指定された事業体

4 3の規定は、陸路又は海路の継越料を免除される郵便物についても、これらの郵便物が航空路によつて送達される場合には、適用する。

5 名宛側の指定された事業体は、自国内で国際郵便物の航空運送を行う場合には、これに利用する航空運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。郵便業務理事会は、加重平均距離に代えて他の関連する基準を用いることができる。当該費用は、その免除について取決めがある場合を除くほか、外国から到着する全ての優先閉袋及び航空閉袋につき、これらの閉袋に包有される郵便物が航空路によつて送達されるか否かを問わず、均一とする。

6 もつとも、名宛側の指定された事業体が徴収する到着料が特別に自己の費用又は内国料金を基礎とするものである場合には、国内航空運送に係る追加の費用の償還は行われない。

7 名宛側の指定された事業体は、加重平均距離を計算するに当たっては、特別に自己の費用又は内国料金を基礎として到着料が計算される全ての閉袋の重量を考慮に入れない。

第三十五条 小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1 二の指定された事業体の間で交換される小包については、小包郵便に関する施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び閉袋の総重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1 指定された事業体は、1に規定する基本料金率を考慮して、小包郵便に関する施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2 1及び1.1に規定する陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.3 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

2 二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の陸運業務によつて交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、小包郵便に関する施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

2.1 仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、小包郵便に関する施行規則に定める

単一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2 継越しの陸路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、小包郵便に関する施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3.1 海路割当料金は、利用される各海運業務提供者につき、小包郵便に関する施行規則に距離段階に応じて定める。

3.2 指定された事業体は、3.1の規定に従つて計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

第三十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限
1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料及び割当料金を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の閉袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.3 到着小包の取扱いのための到着の陸路割当料金

1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金

1.5 小包の海路運送のための海路割当料金

1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

2 改正は、業務を実施する指定された事業体に公平な報酬を確保する方法により、信頼し得るかつ代表的な経済上及び財務上のデータに基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第三十七条 国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に関する特別規定

1 この条約に従つて実施された業務に係る勘定の決済(郵便物の運送(配達を含む。))のための決済、名宛国における郵便物の取扱いのための決済並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済を含

む。一は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従って行われる。これらの決議については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

第四部 最終規定

第三十八条 この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、投票権を有する加盟国であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、大会議に代表を出している加盟国であつて投票権を有するものの二分の一以上が出席していなければならない。

2 通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則に関する議案は、実施されるためには、投票権を有する郵便業務理事会の理事国の過半数による議決で承認されなければならない。

3 この条約及びその最終議定書に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.1 改正に関する議案については、投票権を有する連合加盟国の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.2 規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

4 3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された改正に適合していない場合には、当該改正の通報の日から起算して九十日以内に、当該改正を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第三十九条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によつて受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、適切な方法により正当な理由を提出する。

3 この条約に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。

5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この条約に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの条約の最終議定書に規定する。

第四十条 この条約の効力発生及び有効期間

1 この条約は、二千十四年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。

万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 郵便物の所属、取戻し及び宛名の変更又は訂正

1 条約第五条1及び2の規定は、アンティグア・バーブーダ、バレーン王国、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム国、カナダ、香港、ドミニカ、エジプト、フィジー、ガンビア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェート、レソト、マレーシア、馬拉ウイ、モリシヤス、ナウル、ナイジェリア、ニュージーランド、ウガンダ、バプアニューギニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、サモア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スワジランド、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、ツバル、バヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

2 条約第五条1及び2の規定は、受取人が自己宛ての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の

請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるオーストラリア、デンマーク及びイラン・イスラム共和国についても、適用しない。

3 条約第五条1の規定は、オーストラリア、ガーナ及びジンバブエについては、適用しない。

4 条約第五条2の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又は宛名変更を認めないことを法令に定めるバハマ、ベルギー、イラク、ミャンマー及び朝鮮民主主義人民共和国については、適用しない。

5 条約第五条2の規定は、アメリカ合衆国については、適用しない。

6 オーストラリアは、自国の法令に適合する場合に限り、条約第五条2の規定を適用する。

7 エルサルバドル、パナマ共和国、フィリピン、コンゴ民主共和国及びベネズエラ・ボリバル共和国は、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税関規則に抵触するため、条約第五条2の規定にかかわらず、その返送をしないことができる。

第二条 料金

1 オーストラリア、カナダ及びニュージーランドは、この条約の施行規則に定める料金以外の郵便料金が自国の法令に適合する場合には、条約第六条の規定にかかわらず、これを徴収することができる。

第三条 盲人用郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 インドネシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島及びトルコは、内国業務につき盲人用郵便物について郵便料金の免除を認めないもので、条約第七条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別業務に関する料金を徴収することができる。ただし、当該普通料金及び特別業務に関する料金の額は、自国の内国業務についてのこれらの料金の額を超えることができない。

2 フランスは、自国の規則に従うことを条件として、盲人用郵便物に関する条約第七条の規定を適用する。

3 ブラジルは、条約第七条3の規定にかかわらず、自国の法令に従い、差出人及び受取人が盲人又は盲人のための機関の郵便物についてのみ、盲人用郵便物とみなす権利を留保する。これらの条件を満たさない郵便物は、郵便料金支払の対象とする。

4 ニュージーランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

5 フィンランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について郵便料

金の免除を認めないもので、大会議によつて採択された同条の定義に基づく盲人用郵便物であつて外国に宛てて差し出されるものについて内国制度における料金を徴収することができる。

6 カナダ、デンマーク及びスウェーデンは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める範囲においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

7 アイスランドは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の国内法令に定める限度においてのみ、盲人用郵便物について郵便料金の免除を認める。

8 オーストラリアは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務において郵便料金が免除される郵便物についてのみ、自国での配達のため、盲人用郵便物として引き受ける。

9 ドイツ、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、カナダ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、日本国及びスイスは、条約第七条の規定にかかわらず、自国の内国業務につき盲人用郵便物について適用している特別業務に関する料金を徴収することができる。

第四条 郵便切手

1 オーストラリア、グレートブリテン、マレーシア及びニュージーランドは、条約第八条7の規定にかかわらず、郵便物処理する自国の機械に適合しない新たな素材又は技術を使用した郵便切手が貼り付けられた通常郵便物及び小包郵便物について、関係する差出側の指定された事業体と事前に合意した場合のみ処理する。

第五条 基礎業務

1 オーストラリアは、条約第十三条の規定にかかわらず、小包郵便業務を基礎業務に含めることを認めない。

2 条約第十三条2.4の規定は、自国の法令がより低い重量制限を課しているグレートブリテンについては、適用しない。グレートブリテンにおける健康及び安全に関する法令は、郵袋の重量を二十キログラムに制限している。

3 カザフスタン及びウズベキスタンは、条約第十三条2.4の規定にかかわらず、自国宛ての及び自国から発送するM郵袋の重量制限を二十キログラムとすることができる。

第六条 受取通知

1 カナダは、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、条約第十五条3.3の

規定を小包について適用しないことができる。

第七条 通常郵便に関する禁制

- 1 レバノン及び朝鮮民主主義人民共和国は、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。また、これらの国は、ガラス製品又は壊れやすい物品を包有する書留郵便物及び通常郵便物の盗取又は損傷の場合の責任に関しては、通常郵便に関する施行規則を厳格に遵守する義務を負わない。
- 2 サウジアラビア、ボリビア、中華人民共和国（香港特別行政区を除く）、イラク、ネパール、パキスタン、スーダン及びベトナムは、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留郵便物を引き受けない。
- 3 ミャンマーは、自国の国内法令に抵触するため、条約第十八条6に規定する貴重品を包有する保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 4 ネパールは、特別の取決めがない限り、紙幣又は硬貨を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。
- 5 ウズベキスタンは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 6 イラン・イスラム共和国は、イスラム教の原理に反する物品を包有する通常郵便物を引き受けない。硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 7 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 8 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する通常郵便物を引き受けない。また、同国は、宝石、貴金属、珠玉、証書、硬貨その他譲渡可能な有価証券のような貴重品を包有する自国宛ての書留郵便物又は開袋超越通常郵便物を引き受けない。同国は、このような留保に反して差し出された郵便物について責任を認めない。

認めない。

- 9 中華人民共和国は、香港特別行政区を除くほか、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、紙幣、持参人私有価証券又は旅行小切手を包有する保険付通常郵便物を引き受けない。
- 10 ラトビア及びモンゴルは、自国の国内法令に抵触するため、硬貨、銀行券、持参人私有価証券及び旅行小切手を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 11 ブラジルは、通用している硬貨及び銀行券並びに各種の持参人私有価証券を包有する普通通常郵便物、書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない権利を留保する。
- 12 ベトナムは、物品を包有する書状を引き受けない権利を留保する。
- 13 インドネシアは、硬貨、銀行券、小切手、郵便切手、外国の貨幣又は各種の持参人私有価証券を包有する自国宛ての書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 14 キルギスは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通通常郵便物、書留郵便物、保険付通常郵便物又は小形包装物を引き受けない権利を留保し、また、このような郵便物又は包装物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 15 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 16 モルドバ及びロシア連邦は、通用している銀行券、各種の持参人私有価証券（小切手）又は外国の貨幣を包有する書留郵便物又は保険付通常郵便物を引き受けない。また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。
- 17 フランスは、条約第十八条3の規定の適用を妨げることなく、物品を包有する郵便物が自国の規則、国際的な規則又は航空運送に関する技術及び包装に関する説明書を遵守していない場合には、当該郵便物を引き受けない権利を留保する。

第八条 小包郵便に関する禁制

- 1 ミャンマー及びザンビアは、自己の規則に抵触するため、条約第十八条6.1.1に規定する貴重品を包有する

保険付小包を引き受けられないことができる。

2 レバノン及びスーダンには、例外的に、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受けない。これらの国は、小包郵便に関する施行規則の関連規定を遵守する義務を負わない。

3 ブラジルは、適用している硬貨及び紙幣並びに各種の持参人私有価証券を包有する保険付小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

4 ガーナは、適用している硬貨及び紙幣を包有する保険付小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

5 サウジアラビアは、条約第十八条に定める物品に加えて、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包を引き受けない。また、同国は、権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品、消火のための製品、液状の化学物質又はイスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けない。

6 オマーンは、条約第十八条に定める物品に加えて、次のものを包有する小包を引き受けない。

6.1 権限のある当局が発行する処方せんが添付されていない各種の薬品

6.2 消火のための製品及び液状の化学物質

6.3 イスラム教の原理に反する物品

7 イラン・イスラム共和国は、条約第十八条に定める物品に加えて、イスラム教の原理に反する物品を包有する小包を引き受けず、硬貨、銀行券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する普通小包又は保険付小包を引き受け、かつ、権利を留保し、また、このような郵便物の亡失又は損傷の場合の責任を認めない。

8 フィリピンは、硬貨、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する小包並びに液体、液化しやすい物、ガラス製品及びこれらと同様の物品並びに壊れやすい物品を包有する小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

9 オーストラリアは、地金又は紙幣を包有する郵便物を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

10 中華人民共和国は、硬貨、紙幣、持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、

金又は銀、珠玉その他の貴重品を包有する普通小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

11 モンゴルは、自国の国内法令に従い、硬貨、銀行券、持参人私有価証券及び旅行小切手を包有する小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

12 ラトビアは、硬貨、銀行券、各種の持参人私有価証券(小切手)又は外国為替を包有する普通小包又は保険付小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

13 モルドバ、ウズベキスタン、ロシア連邦及びウクライナは、適用している銀行券、各種の持参人私有価証券(小切手)又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

14 アゼルバイジャン及びカザフスタンは、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、小切手、加工した若しくは加工していない貴金属、珠玉、宝石その他の貴重品又は外国の貨幣を包有する普通小包又は保険付小包を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

第九条 関税を課される物品

1 バングラデシュ及びエルサルバドルは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する保険付郵便物を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

2 アフガニスタン、アルバニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、チリ、コロンビア、キューバ、エルサルバドル、エストニア、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ネパール、ウズベキスタン、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ロシア連邦、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ及びベネズエラ・ボリバル共和国は、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状及び書留書状を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

3 ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール共和国、ジブチ、マリ及びモーリタニアは、条約第十八条の規定に関連して、関税を課される物品を包有する普通書状を引き受け、かつ、自己の規則に抵触するため、当該保険付小包を引き受けられないことができる。

4 1から3までの規定にかかわらず、血清、ワクチン及び緊急の必要性があり、かつ、入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差出しを認められる。

第十条 調査請求

1 サウジアラビア、カーボヴェルデ、エジプト、ガボン、英国の海外領土、ギリシャ、イラン・イスラム

共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、シリア・アラブ共和国、チャド、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、条約第十九条3の規定にかかわらず、通常郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

2 アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、リトアニア、モルドバ及びスロバキアは、調査請求に関する調査が完了した場合において、当該請求が正当とされないことが判明したときは、条約第十九条3の規定にかかわらず、特別料金を徴収する権利を留保する。

3 アフガニスタン、サウジアラビア、カーボヴェルデ、コンゴ共和国、エジプト、ガボン、イラン・イスラム共和国、キルギス、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、スーダン、スリナム、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウクライナ及びザンビアは、小包について調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

4 アメリカ合衆国、ブラジル及びパナマ共和国は、条約第十九条3の規定にかかわらず、1から3までの規定に基づいて料金を徴収する国において差し出される通常郵便物及び小包郵便物のための調査請求の料金を利用者から徴収する権利を留保する。

第十一条 通関料

1 ガボン、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

2 ブラジルは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関検査に付する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

3 ギリシャは、条約第二十条2の規定にかかわらず、税関当局に提示する全ての郵便物について、通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

4 コンゴ共和国及びザンビアは、小包について通関料を利用者から徴収する権利を留保する。

第十二条 外国における通常郵便物の差出し

1 アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、ギリシャ及びニュージーランドは、自国から発送されなかった郵便物を条約第二十八条4の規定により自国に返送する指定された事業体から、関連する作業に係る費用に相当する金額を徴収する権利を留保する。

2 カナダは、条約第二十八条4の規定にかかわらず、少なくとも関連する通常郵便物の取扱いに係る費用を回収することができる報酬を差出側の指定された事業体から徴収する権利を留保する。

3 条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。オーストラリア及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、当該報酬の支払額を名宛国の同様の郵便物に適用される適切な内国料金に制限する権利を留保する。

4 条約第二十八条4の規定は、名宛側の指定された事業体が、差出側の指定された事業体に対し、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達について、適切な報酬を請求する権利を認めている。アメリカ合衆国、バハマ、バルバドス、ブルネイ・ダルサラーム国、中華人民共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、英国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、インド、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、オランダ、オランダ領アンティール及びアルバ、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、シンガポール、スリランカ、スリナム及びタイは、当該報酬の支払額を通常郵便物に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

5 ドイツ、サウジアラビア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、キプロス、コートジボワール共和国、デンマーク、エジプト、フランス、ギリシャ、ギニア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、イタリア、日本国、ヨルダン、レバノン、ルクセンブルク、マリ、モロッコ、モリタニア、モナコ、ノルウェー、ポルトガル、セネガル、スイス、シリア・アラブ共和国及びトーゴは、4に規定する留保にかかわらず、連合加盟国から受領する郵便物について、条約第二十八条の規定を完全に適用する権利を留保する。

6 ドイツは、条約第二十八条4の規定の適用のため、差出人の居住国から受領すべきであった額に相当する額の補償金を郵便物の差出国に請求する権利を留保する。

7 中華人民共和国は、この条の留保にかかわらず、外国において多量に差し出される通常郵便物の配達についての支払額を、万国郵便条約及び通常郵便物に関する施行規則により大量郵便物について認められる限度に制限する権利を留保する。

第十三条 航空運送料に関する基本料金率及び規定

1 オーストラリアは、条約第三十四条の規定にかかわらず、小包郵便物に関する施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための航空運送料に関する料金率を適用する権利を留保する。

平成二十五年十二月三日 衆議院會議録第十六号

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

五〇

第十四条 例外的な到着の陸路割当料金

1 アフガニスタンは、条約第三十五条の規定にかかわらず、小包一個ごとに七・五〇SDRの例外的な到着の陸路割当料金を追加して徴収する権利を留保する。

第十五条 特別料金率

1 アメリカ合衆国、ベルギー及びノルウェーは、航空小包に対し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を徴収することができる。

2 レバノンは、重量一キログラムまでの小包に対し、重量一キログラムを超え三キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

3 パナマ共和国は、航空路によって継越運送が行われる平面路小包(SAL小包)に対しては、重量一キログラムごとに〇・二〇SDRを徴収することができる。

第十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限
1 オーストラリアは、条約第三十六条1.6の規定にかかわらず、小包郵便に関する施行規則に定めるところにより、又は二国間の合意を含む他のあらゆる手段により、小包による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金を適用する権利を留保する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二十二年十月十一日にドーハで作成した。

万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

本件及び要旨
万国郵便連合(以下「連合」という。)の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催され、万国郵便連合憲章等連合の文書の改正及び新たな文書の作成等を行うこととされている。

本一般規則及び条約は、平成二十四年九月二十四日からドーハで開催された連合の第二十五回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、連合の運営及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するものとして同年十月十一日に採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 万国郵便連合一般規則(二十二年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの)

(一) 国際連合の代表者等は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよ

う招請されること。

(二) 管理理事会は、連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定する等の権限を有すること。

(三) 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、利用者の資金提供による補助機関を設立することができること。

2 万国郵便条約

(一) 盲人用郵便物(盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物)については、差出側の郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる関連する業務を履行するために、加盟国によつて正式に指定された政府機関又は非政府機関(以下「指定された事業体」という。)の内国業務において引受け可能な範囲内で、航空割増料金を除き、郵便料金を免除し、当該郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物等を含むこと。

(二) 郵便業務の保障に関し、加盟国及びその

指定された事業体は、連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守すること。

(三) 利用者の個人情報、国内法令に従い、その収集目的のためにのみ利用可能とし、併せて加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保すること。

(四) 国及び地域は、到着料(差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金)に関する規定の適用のため、大会議が作成した表に従い分類され、当該分類に応じて適用される到着料率は、二十四年から二十七年まで毎年引き上げられること。

なお、本一般規則及び条約は、平成二十六年一月一日に効力を生じ、一般規則については無期限に、条約については次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有することになっている。

よって政府は、一般規則及び条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本一般規則及び条約を締結することは、我が国が引き続き連合の加盟国として活動し、及び国際郵便業務を実施するために重要であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十五年十一月二十九日

外務委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 伊吹 文明殿

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月八日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 伊吹 文明殿

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便送金業務に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件とし、指定された事業体のネットワーク間の相互運用を可能とする方式に基づきできる限り多くの利用者に適応した安全なかつ利用の容易な郵便送金業務を実施するための同憲章の原則に合致する次の約定を作成した。

第一部 郵便送金業務に適用される共通の原則

第一章 総則

第一条 この約定の範囲

1 加盟国は、次の郵便送金業務のうち少なくとも一が自国の領域において提供されるよう最善の努力を払う。

1.1 現金為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.2 払出為替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

1.3 払込為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、その為替金を、一切の控除が行われることなく受取人の口座に入金することを請求する。

1.4 郵便振替 差出人は、指定された事業体が保有する自己の口座からの払出登記を指図し、その金額の全額を、一切の控除が行われることなく、払渡側の指定された事業体に開設されている受取人の口座への受入登記を請求する。

1.5 代金引換為替 代金引換郵便物を受け取る者は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で為替金を払い込み、又は自己の口座からの払出登記を指図し、代金引換郵便物を差し出す者が指定した金額の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物を差し出す者に払い渡すことを請求する。

1.6 緊急為替 差出人は、指定された事業体の業務が利用できる拠点で郵便送金指図を預け入れ、当該郵便送金指図を三十分以内に送達すること及び名宛国の指定された事業体の業務が利用できる拠点(当該

拠点の一覧表に従う。）で、その為替金の全額を、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

2 この約定の実施のための手続については、この約定の施行規則に定める。

第二条 定義

1 「権限のある当局」とは、自国の法令によつて与えられた権限に基づき、指定された事業体及びこの条に規定する者の活動を監督する加盟国の当局をいう。権限のある当局は、資金洗浄及びテロリストに対する資金供与への対処に従事する行政機関又は司法機関、特に自国の金融情報機関及び監督機関と連絡をとることができる。

2 「内払金」とは、払渡側の指定された事業体の郵便送金業務の資金繰りを容易にするため、振出側の指定された事業体から払渡側の指定された事業体に部分的に支払われる前払金をいう。

3 「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によつて得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によつて行われる当該資金の交換又は移転をいう。洗浄される資金を得るための活動が他の加盟国又は第三国の領域において訴追の対象となる場合も、同様とする。

4 「分別管理」とは、利用者の資金を郵便送金業務の実施以外の目的に使うことを防止するため、利用者の資金を指定された事業体の資金から強制的に分離することをいう。

5 「清算機関」とは、多数者間の交換の枠組みにおいて、一の事業体から他の事業体へ提供される業務から生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて決済される事業体の間の取引を記帳し、及び決済に不備があった場合には必要な措置をとることである。

6 「清算」とは、関係者間で定期的な借記及び貸記を行うことで支払の回数を最小限に保つことを可能にする制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及びこれらの残高を合算することによつて、関係する主体の借方又は貸方の持高に就いて一回限りの清算を行うために関係する全ての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の二の段階から成る。

7 「集中口座」とは、一の口座に統合された出所の異なる資金の集合をいう。

8 「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間において相互に開設する郵便振替口座であつて、当該

口座を通じて相互の債務及び債権を決済するものをいう。

9 「犯罪活動」とは、自国の法令に定義する犯罪又は軽罪へのあらゆる種類の関与をいう。

10 「保証預託金」とは、指定された事業体の間における支払を保証するため、現金又は証券の形で預託される金額をいう。

11 「受取人」とは、差出人により郵便為替又は郵便振替の受益者に指定される自然人又は法人をいう。

12 「第三通貨」とは、二の通貨の間で交換ができない場合に、又は口座の清算若しくは決済のために、中間的に使用される通貨をいう。

13 「利用者についての相当の注意」とは、指定された事業体の一般的な義務であり、次の義務から成る。
13.1 利用者の本人確認

13.2 郵便送金指図の目的に関する情報の入手

13.3 郵便送金指図の監視

13.4 利用者に関する情報が最新のものであることの確認

13.5 権限のある当局への疑わしい取引の報告

14 「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によつて一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、住所の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であつて、郵便送金指図又は郵便送金指図に関連する要求の状態の変更を示すものをいい、指定された事業体によつて入力されるか指定された事業体の情報システムによつて自動的に生成されるかを問わない。

15 「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するために必要な情報をいう。

16 「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17 「電子データ交換（EDI）」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。

18 「差出人」とは、指定された事業体に対し、連合の文書に従つて郵便送金指図を実施するよう指示を与える自然人又は法人をいう。

19 「テロリストに対する資金供与」とは、テロリズムの行為、テロリスト及びテロリストの組織への資金

供与をいう。

20 「利用者の資金」とは、差出人により現金で振出側の指定された事業体に払い込まれ、振出側の指定された事業体に開設された差出人の口座より払出登記され、又は他のあらゆる安全な送金手段により支払われる金額であつて、この約定及びその施行規則に従い差出人が指定した受取人への払渡しを目的として、差出人により振出側の指定された事業体又は他の金融機関のため用意されたものをいう。

21 「代金引換為替」とは、代金引換郵便物の送達と引換えに行われる郵便送金指図を意味する業務上の用語をいう。

22 「振出通貨」とは、名宛国の通貨又は振り出された郵便送金指図の名宛国が認めている第三通貨をいう。

23 「振出側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、郵便送金指図を払渡側の指定された事業体に送達する指定された事業体をいう。

24 「払渡側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、名宛国において郵便送金指図の実施について責任を有する指定された事業体をいう。

25 「有効期間」とは、郵便送金指図を実施し、又は取り消すことができる期間をいう。

26 「業務が利用できる拠点」とは、利用者が郵便送金指図を預け入れ、又は受け取ることのできる物理的な又は仮想の場所をいう。

27 「手数料」とは、受取人への払渡しのために、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し支払う義務を負う金額をいう。

28 「取消権」とは、払渡しの時まで又は払渡しが行われていない場合には有効期間の満了の時まで、差出人が自己の郵便送金指図（郵便為替又は郵便振替）を取り消すことのできる権利をいう。

29 「取引先リスク」とは、契約の一方の当事者が債務不履行となるリスクであつて損失又は流動性リスクをもたらすものをいう。

30 「流動性リスク」とは、取引先又は決済制度への参加者が、所定の期日までに債務の全部を履行することが一時的にできなくなるリスクをいう。

31 「疑わしい取引の報告」とは、指定された事業体が、自国の法令及び連合の決議に基づいて疑わしい取引に関する情報を自国の権限のある当局に提供する義務をいう。

32 「追跡及び特定」とは、郵便送金指図の進捗状況を監視し、並びにその所在及び実施状況をいつでも特定できる制度をいう。

33 「料金」とは、差出人が、郵便送金業務のため、振出側の指定された事業体に支払う金額をいう。

34 「疑わしい取引」とは、資金洗浄又はテロリストに対する資金供与という犯罪に結び付く一回の又は繰り返し行われた郵便送金指図又は郵便送金指図に関する払戻しの請求をいう。

35 「利用者」とは、この約定に基づいて郵便送金業務を利用する差出人又は受取人である自然人又は法人をいう。

第三条 事業体の指定

1 加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、自己のネットワークによって郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

2 指定された事業体は、この約定に従い郵便送金業務を提供する。

第四条 加盟国の役割

1 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、当該指定された事業体が連合の文書に従い他の指定された事業体に対して負う責任に影響を及ぼすことなく、郵便送金業務の継続の確保を図るため、必要な措置をとる。

2 加盟国は、自国の指定された事業体による不履行が生じた場合には、国際事務局を通じ、この約定の締結国である他の加盟国に対して次の事項を通報する。

2.1 指定された日から更なる通報があるまでの間における郵便送金業務の停止

2.2 新たな指定された事業体がある場合には、当該新たな指定された事業体の責任においてその業務を回復するためにとる措置

第五条 事業体の役割

1 指定された事業体は、他の事業体及び利用者に対し、郵便送金業務の実施について、責任を負う。

2 指定された事業体は、自国の法令に従い、業務リスク、流動性リスク、取引先リスク等について、責任

を負う。

3 加盟国によって委託された郵便送金業務を実施するため、指定された事業体は、自ら選択する指定された事業体との間で二者間又は多数者間の取決めを行う。

第六条 郵便送金業務に関する資金の所屬

1 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、それが受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、差出人に所屬する。

2 代金引換為替の場合を除くほか、郵便送金指図の有効期間中、差出人は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで、又は受取人の口座に受入登記される時まで、当該郵便送金指図を取り消すことができる。

3 代金引換為替の実施のために現金で払い込まれ、又は口座より払出登記された金額は、そのような郵便送金指図を実施する時から、代金引換郵便物を差し出す者に所屬する。当該郵便送金指図は、取り消すことができない。

第七条 資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処

1 指定された事業体は、自国の法令及び国際法から生ずる義務（資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処に関するものを含む。）を履行するため、全ての必要な措置をとる。

2 指定された事業体は、自国の法令に従い、自国の権限のある当局に疑わしい取引の報告を行う。

3 この約定の施行規則は、資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪への対処のため、利用者の本人確認、利用者についての相当の注意及び規則を実施するための手続に関し、指定された事業体が履行する義務の詳細を定める。

第八条 秘密性及び個人情報情報の利用

1 加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報情報の秘密性及び保護を確保する。

2 個人情報情報は、適用される国内法令及び国際的な義務に従い、その収集された目的のために利用することができる。

3 個人情報情報は、適用される国内法令により当該個人情報情報を入手することが許可された第三者にのみ提供さ

れる。

4 指定された事業体は、その利用者にその個人情報情報の利用及びそれを収集した目的について周知させる。

5 郵便送金指図を実施するために必要な情報は、秘密とされる。

6 統計のため、並びに場合によっては業務の質の評価及び集中清算のため、指定された事業体は、万国郵便連合国際事務局に少なくとも年一回郵便情報を提供することが求められる。国際事務局は、全ての個々の郵便情報を秘密のものとして取り扱う。

第九条 技術的中立

1 この約定に規定する業務を提供するために必要な情報の交換は、技術的中立の原則（当該業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従う。

2 郵便送金指図を実施するための手続（預入れ、入力、送達、払渡し、払戻し、調査請求の処理又は受取人に資金を払い渡す期限に係る条件を含む。）は、郵便送金指図の送達のために利用される技術に応じて異なり得る。

3 郵便送金業務は、異なる技術の組合せに基づいて提供することができる。

第二章 一般原則及び業務の質

第十条 一般原則

1 ネットワークを通じて利用の容易さ

1.1 郵便送金業務は、できる限り多くの利用者の当該業務への利用の容易さを確保するため、指定された事業体により、そのネットワーク又は他の提携するネットワークを通じて提供される。

1.2 全ての利用者は、指定された事業体との間における契約上又は商業上の関係にかかわらず、郵便送金業務を利用することができる。

2 資金の分離

2.1 利用者の資金については、分別管理を行う。当該資金及び当該資金から生ずる流れは、事業体の他の資金及びその流れ、特に事業体自体の資金から分離される。

2.2 指定された事業体の間における手数料に関する決済は、利用者の資金に関する決済とは区別される。

3 郵便送金指図に係る振出通貨及び払渡通貨

3.1 郵便送金指図の金額は、名宛国の通貨又は名宛国が認めている他の通貨をもって表示し、及び払い渡

4 拒否の不可能性 4.1 電子的手段による郵便送金指図の送達は、適用される技術基準に伝達情報が適合する場合には、振出側の指定された事業体は当該指図の存在に疑義を差し挟んではならず、また、払渡側の指定された事業体は当該指図を受け取った事実を否定してはならないという意味において、拒否の不可能性の原則に従う。 4.2 電子的手段によって送達される郵便送金指図の拒否の不可能性は、指定された事業体が使用するシステムのいかんを問わず、技術的手段により確保する。	9 指定された事業体の間における決済の頻度 9.1 差出人により、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度は、手数料についての決済であつて指定された事業体の間におけるものの頻度と異なるものとするができる。受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される金額は、少なくとも毎月一回決済される。
5 郵便送金指図の実施 5.1 指定された事業体の間で送達された郵便送金指図は、実施されなければならない。ただし、この約定及び自国の法令に従うことを条件とする。 5.2 指定された事業体のネットワークにおいて、差出人によって振出側の指定された事業体に払い込まれる金額は、払渡側の指定された事業体によって受取人に払い渡される金額と同一のものとする。 5.3 受取人への払渡しは、払渡側の指定された事業体が相当額を差出人から受領することを条件としな	10 利用者への情報提供の義務 10.1 利用者は、次の情報を得る権利を有する。当該情報は、公表され、かつ、全ての差出人に通知されるものとする。 10.2 郵便送金業務の提供条件、料金、経費、為替の換算率及び方法、責任を実施する条件並びに情報提供及び調査請求の業務を行う場所 10.1 規定する情報は、無償で提供される。
6 料金の設定 6.1 振出側の指定された事業体は、郵便送金業務の料金を定める。 6.2 6.1に規定する料金には、差出人の要求する選択的又は補足的な業務に応じて、経費を加えることができる。	11 業務の質 1 指定された事業体は、団体商標によって郵便送金業務を特定することを決定することができる。 2 郵便業務理事会は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する目標、要素及び基準を定める。 3 指定された事業体は、電子的手段によって送達される郵便送金指図に係る業務の質に関する最少限度の要素及び基準を用いなければならない。
7 料金の免除 7.1 捕虜及び抑留された文民に送達する郵便物の郵便料金の免除に関する万国郵便条約の規定は、このような受取人に係る郵便送金業務についても適用する。	12 相互運用性 1 ネットワーク 1.1 指定された事業体は、全ての指定された事業体の間における郵便送金業務の実施に必要なデータの交換を確保し、及び業務の質について監視するため、連合の電子データ交換（EDI）のシステム又はこの約定に従つて郵便送金業務の相互運用性を確保する他のシステムを使用する。
8 払渡側の指定された事業体に対する手数料 8.1 払渡側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施のため、振出側の指定された事業体から手数料を受領する。	13 電子的な交換の安全性の確保 1 指定された事業体は、その設備が適切に機能することについて責任を負う。 2 データの電子的な送付は、送付するデータの真正性及び完全性を確保するため、安全でなければならない

い。

3 指定された事業体は、国際基準に従い、取引を安全なものとしなければならない。

第十四条 追跡及び特定

1 指定された事業体を利用する制度は、対応する金額が受取人に払い渡される時まで若しくは受取人の口座に受入登記される時まで、又は必要な場合には差出人に払い戻される時まで、差出人が自己の郵便送金指図及び取消権の処理を監視することができるものとする。

第二部 郵便送金業務に関する規則

第一章 郵便送金指図の処理

第十五条 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達

1 郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定める。

2 郵便送金指図の有効期間については、延長することができない。当該有効期間については、この約定の施行規則に定める。

第十六条 確認及び資金の引渡し

1 払渡側の指定された事業体は、自国の法令に従って受取人の本人確認を行い、受取人の提供する情報が正確であることを確認した後、現金による払渡しを行う。払込為替又は振替の場合には、受取人の口座に当該払渡しの金額を受入登記する。

2 資金の引渡しの期限は、指定された事業体の間における多数者間及び二者間の取決めににより設定される。

第十七条 限度額

1 指定された事業体は、自国の法令に基づいて設定する差出し及び受取の限度額を万国郵便連合国際事務局に通報する。

第十八条 払戻し

1 払戻しの範囲

1.1 郵便送金業務の枠組みにおける払戻しについては、振出国の通貨による郵便送金指図の全額を対象とする。払い戻される金額は、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記した金額に等しいものとする。指定された事業体に過失があった場合には、払戻しの金額に郵便送金業務の料金を加算す

る。

1.2 代金引換為替については、払戻しは行われない。

第二章 調査請求及び責任

第十九条 調査請求

1 調査請求は、郵便送金指図が受け付けられた日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。

2 指定された事業体は、自国の法令に従うことを条件として、郵便送金指図に係る調査請求の料金を利用者から徴収する権利を有する。

第二十条 利用者に対する指定された事業体の責任

1 資金の取扱い

1.1 振出側の指定された事業体は、代金引換為替の場合を除くほか、次に掲げる時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について差出人に対して責任を負う。

1.1.1 郵便送金指図が正規に払い渡される時

1.1.2 受益者の口座に受入登記される時

1.1.3 差出人に対し現金又は差出人の口座への受入登記により払い戻される時

1.2 振出側の指定された事業体は、代金引換為替については、代金引換為替が正規に払い渡され、又は受益者の口座に受入登記される時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記した金額について受益者に対して責任を負う。

第二十一条 指定された事業体相互の義務及び責任

1 指定された事業体は、自らが行った誤りについて責任を負う。

2 責任に関する条件及びその責任の範囲については、この約定の施行規則に定める。

第二十二条 指定された事業体に対する免責

1 指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。

1.1 業務の実施における遅延があった場合

1.2 郵便送金業務に関する情報の不可抗力による損傷のため郵便送金指図の実施について説明することができない場合。ただし、指定された事業体の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

1.3 損害が、特に、郵便送金指図の裏付けとなる正確な情報（送金される資金が合法的な出所からのもの

であること及び郵便送金指図が合法的な目的で行われるものであることを含む。)を提供する差出人の責任に関する当該差出人の過失又は怠慢から生じたものである場合

1.4 送金された資金が差し押さえられた場合

1.5 捕虜又は抑留された文民の資金の場合

1.6 利用者がこの約定に定める期間内に調査請求を行わなかった場合

1.7 振出国における郵便送金業務の時効期間が満了した場合

第二十三条 責任に関する留保

1 二国間の合意がある場合を除くほか、責任に関する第二十条から前条までの規定については、いかなる留保も付することができない。

第三章 財務関係

第二十四条 会計規則及び財務規則

1 会計規則

1.1 指定された事業体は、この約定の施行規則に定める会計規則を遵守する。

2 月次計算書及び総計算書の作成

2.1 払渡側の指定された事業体は、振出側の指定された事業体ごとに、郵便送金業務の払渡金額についての月次計算書を作成する。この月次計算書は、内払金を含む総計算書であつて残高を明らかにするものに同一の間隔で組み込む。

3 内払金

3.1 指定された事業体の間の交換において不均衡が生じた場合には、振出側の指定された事業体は、少なくとも月一回、期間の始めに、払渡側の指定された事業体に対して内払金を支払う。決済の頻度が週一回を超える場合には、事業体は、内払金の免除について取り決めることができる。

4 集中口座

4.1 原則として、指定された事業体は、利用者の資金のために一の集中口座を有する。これらの資金は、受取人に払い渡された郵便送金指図を決済し、又は実施されなかった郵便送金指図を差出人に払い戻すためにのみ使用する。

4.2 指定された事業体が支払う内払金は、払渡側の指定された事業体の集中口座に受入登記される。これ

らの内払金については、受取人への払渡しのためにのみ使用する。

5 保証預託金

5.1 この約定の施行規則に定める条件に基づき、保証預託金の支払を要求することができる。

第二十五条 決済及び清算

1 集中決済

1.1 指定された事業体の間の決済は、この約定の施行規則に定める手続に従つて集中清算機関を通じて行うことができるものとし、指定された事業体の集中口座から行う。

2 二者間の決済

2.1 総計算書の残高に基づく請求

2.1.1 一般的に、集中清算制度に参加していない指定された事業体は、総計算書の残高に基づいて自己の口座の決済を行う。

2.2 決済用口座

2.2.1 指定された事業体は、郵便振替制度を有する場合には、相互に決済用口座を開設し、当該口座を通じて、郵便送金業務に係る相互間の債務及び債権を決済することができる。

2.2.2 払渡側の指定された事業体が郵便振替制度を有しない場合には、他の金融機関に決済用口座を開設することができる。

2.3 決済のための通貨

2.3.1 決済については、名宛国の通貨又は指定された事業体の間で取り決める第三通貨で行う。

第三部 経過規定及び最終規定

第二十六条 大会議の際の留保

1 連合の趣旨及び目的と両立しない全ての留保は、認められない。

2 原則として、自国の見解が他の加盟国によつて受け入れられない加盟国は、できる限り、多数の意見に従うよう努める。留保については、絶対に必要な場合にのみ付するものとし、正当な理由を有するものとする。

3 この約定に対する留保は、大会議内部規則の関係規定に従い、国際事務局の業務用言語のいずれか一の言語による書面により議案として大会議に提出する。

- 4 大会議に提出された留保は、有効なものとなるためには、当該留保が関係する規定の改正に必要な多数により承認されなければならない。
- 5 留保は、原則として、留保を付した加盟国と他の加盟国との間において、相互主義に基づいて適用する。

6 この約定に対する留保については、大会議の承認した議案に基づきこの約定の最終議定書に規定する。

第二十七条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。

2 万国郵便連合憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

3.1 大会議に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて大会議に代表を出しているものの二分の一以上が出席していなければならない。

3.2 この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の署名国又は加入国である郵便業務理事会の理事国（投票権を有するものに限る。）の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 大会議から大会議までの間に提出された議案であつてこの約定に関するものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1 規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の三分の二以上

3.3.2 この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が投票に参加することを条件として投票の過半数

3.3.3 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.4 3.3.1の規定にかかわらず、加盟国は、自国の法令が提案された追加に適合していない場合には、当該追加の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

第二十八条 この約定の効力発生及び有効期間

1 この約定は、二千十四年一月一日に効力を生じ、次の大会議の文書の効力発生時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十二年十月十一日にドーハで作成した。

郵便送金業務に関する約定の締結について

承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一

本件の目的及び要旨

万国郵便連合(以下「連合」という。)の最高機関である大会議は、通常四年ごとに開催され、万国郵便連合憲章等連合の文書の改正及び新たな文書の作成等を行うこととされている。

本約定は、平成二十四年九月二十四日からドーハで開催された第二十五回大会議において、国際郵便送金業務全般につき見直しが行われた結果、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものとして同年十月十一日に採択されたものであり、その主な内容は、加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及び本約定の施行規則に従い、個人情報秘密性及び保護を確保し、当該情報は、国内法令及び国際的な義務に従い、その収集された目的のためにのみ利用できることである。

なお、本約定は、平成二十六年一月一日に効力を生じ、今回の大会議の文書の効力発生時まで効力を有することになっている。

よって政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ

き、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を実施するために重要であると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十五年十一月二十九日

外務委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 伊吹 文明殿

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年十一月八日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 伊吹 文明殿

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

政府調達に関する協定を改正する議定書

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「千九百九十四年協定」という。)の締約国は、千九百九十四年協定第二十四条7(b)及び(c)の規定により新たな交渉を行って、ここに、次のとおり協定する。

1 千九百九十四年協定の前文(目次を含む。)、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定をこの議定書の附属書に定める規定に改める。

2 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国による受諾のために開放しておく。

3 この議定書は、千九百九十四年協定の締約国の三分の二がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの千九百九十四年協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した千九百九十四年協定の締約国については、この議定書は、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、千九百九十四年協定の締約国に対し、この議定書の認証謄本及びこの議定書の受諾に関する通告書を送付する。

5 この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定により登録する。

二千十二年三月三十日にジュネーブで、改正後の千九百九十四年協定の附属書に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書

前文

この協定の締約国（以下「締約国」という。）は、

国際貿易の一層の自由化及び拡大を図り、かつ、国際貿易を規律する枠組みを改善するため、政府調達に関する効果的な多角的枠組みの必要性を認め、

政府調達に係る措置は、国内の供給者、物品若しくはサービスに保護を与えるように、又は外国の供給者、物品若しくはサービスの間に差別を設けるように立案され、制定され、又は適用されるべきでないことを認め、

政府調達制度の信頼性及び予見可能性が、公的資金の効率的かつ効果的な管理、締約国の経済の良好な運営及び多角的貿易体制の機能にとって不可欠であることを認め、

この協定に基づく手続上の約束は、各締約国の個別の状況を考慮に入れるため十分に柔軟であるべきであることを認め、

開発途上国、特に後発開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズに留意する必要を認め、

政府調達に係る措置が透明性を有すること、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施すること並びに腐敗の防止に関する国際連合条約等の適用のある国際文書に従って利益相反及び腐敗した慣行を回避することの重要性を認め、

この協定の適用を受ける調達のために電子的手段を使用すること及びその使用を奨励することの重要性を認め、

この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国によるこの協定の受諾及びこの協定への加入を奨励することを希望して、

ここに、次のとおり協定する。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「商業上の物品又はサービス」とは、政府に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において政府以外の買手に販売され、又は販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品又

はサービスをいう。

(b) 「委員会」とは、第二十一条の規定によって設置される政府調達に関する委員会をいう。

(c) 「建設サービス」とは、その手段のいかんを問わず、国際連合の暫定的な中央生産物分類第五一区分に基づく土木工事又は建築物の工事の実施を目的とするサービスをいう。

(d) 「国」には、この協定の締約国である独立の関税地域を含む。この協定において「国」を含む表現（例えば、「内国民待遇」、「国内法令」）は、この協定の締約国である独立の関税地域については、別段の定めがある場合を除くほか、当該関税地域に係るものとして読むものとする。

(e) 「日」とは、暦日をいう。

(f) 「電子オークション」とは、供給者が新たな価格又は価格以外の入札の要素（数値化することができ、かつ、評価基準に関連するもの）に係る新たな数値のいずれか又は双方を提示するための電子的手段の使用を伴う反復的な手続であって、その結果により入札の順位を決定し、又は更新するものをいう。

(g) 「書面」とは、文言又は数字による表記であって、読むことができ、複製することができ、かつ、後に伝達することができるものをいう。当該表記には、電子的に送付され、及び保存される情報を含めることができる。

(h) 「限定入札」とは、調達機関が、自己が選択した供給者と折衝する調達方法をいう。

(i) 「措置」とは、対象調達に関する法令、手続、行政指導若しくは行政上の慣行又は調達機関による行為をいう。

(j) 「常設名簿」とは、供給者として調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が判断した供給者の名簿であって、調達機関が複数回使用する意図を有するものをいう。

(k) 「調達計画の公示」とは、調達機関が関心を有する供給者に参加申請書、入札書又はその双方を提出することを招請するために行う公示をいう。

(l) 「調達の効果を減殺する措置」とは、国内の物品若しくは国内のサービスを組み入れること、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返貿易を行うこと又はこれらと同様の措置をとり、若しくは要求すること等、締約国内の開発を奨励し、又は締約国の国際収支を改善する条件又は約束をいう。

(m) 「公開入札」とは、関心を有する全ての供給者が入札を行うことのできる調達方法をいう。

- (n) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (o) 「調達機関」とは、附属書Ⅰの締約国の付表１から付表３までに掲げる機関をいう。
- (p) 「資格を有する供給者」とは、調達に参加するための条件を満たしていると調達機関が認める供給者をいう。
- (q) 「選択入札」とは、資格を有する供給者のみが調達機関から入札を行うよう招請される調達方法をいう。
- (r) 「サービス」には、別段の定めがある場合を除くほか、建設サービスを含む。
- (s) 「任意規格」とは、物品若しくはサービス又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であつて遵守することが義務付けられていないものをいう。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であつて物品、サービス又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。
- (t) 「供給者」とは、物品又はサービスを提供し、又は提供し得る者又は集団をいう。
- (u) 「技術仕様」とは、次の事項について規定する入札の要件をいう。
 - (i) 調達される物品又はサービスの特性（品質、性能、安全及び寸法を含む。）又は生産若しくは提供の工程及び方法
 - (ii) 物品又はサービスについて専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件が適用される場合には、当該要件

第二条 適用範囲

協定の適用

- 1 この協定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段により行われるか否かを問わない。）に係る措置について適用する。
- 2 この協定の適用上、「対象調達」とは、政府に係る目的のための調達であつて次の(a)から(e)までの要件を満たすものをいう。
 - (a) 次の(i)及び(ii)の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。

- (i) 当該物品又は当該サービスが附属書Ⅰの締約国の付表に掲げられていること。
 - (ii) 当該調達が、商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。
 - (b) 購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の契約により行われること。
 - (c) 第七条の規定に従つて公示を行う時点において、6から8までの規定により見積もられた価額が、附属書Ⅰの締約国の付表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
 - (d) 調達機関により行われること。
 - (e) 3の規定又は附属書Ⅰの締約国の付表の規定により適用範囲から除外されていないこと。
- 3 この協定は、附属書Ⅰの締約国の付表に別段の定めがある場合を除くほか、次のものについては適用しない。
- (a) 土地、既存の建築物その他の不動産又はこれらについての権利の取得又は借入れ
 - (b) 契約上の取決め以外の取決め又は締約国が供与するあらゆる形態の援助（協力のための取決め、贈与、借款、出資、保証及び財政による奨励を含む。）
 - (c) 国庫に係る取引の代行又は預託のサービス、規制された金融機関の清算及び管理に係るサービス並びに公債（貸付け及び政府が発行する債券、利付証書その他の証券を含む。）の売却、償還及び分配に関連するサービスの調達又は取得
 - (d) 公共部門への雇用契約
 - (e) 次に掲げる調達
 - (i) 国際的な援助（開発援助を含む。）を供与することを明確な目的として行われる調達
 - (ii) 軍隊の駐留に関連する国際取極又は署名国による一の計画の共同での実施に関連する国際取極に定める特別の手続又は条件により行われる調達
 - (iii) 国際機関の特別の手続若しくは条件により行われる調達、又は国際的な贈与、借款その他の援助により供与された資金で行う調達であつて適用される手続若しくは条件がこの協定に適合しないもの
- 4 各締約国は、附属書Ⅰの自国の付表において次に掲げる情報を特定する。
- (a) 付表１においては、その調達がこの協定の適用を受ける中央政府の機関

- (b) 付表2においては、その調達がこの協定の適用を受ける地方政府の機関
 - (c) 付表3においては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関
 - (d) 付表4においては、この協定の適用を受ける物品
 - (e) 付表5においては、この協定の適用を受けるサービス（建設サービスを除く。）
 - (f) 付表6においては、この協定の適用を受ける建設サービス
 - (g) 付表7においては、一般的注釈
- 5 調達機関が、附属書Iの締約国の付表に掲げられていない者に対し、対象調達に関連して当該者が行う調達を特定の要件に従って行うよう求める場合には、当該要件について第四条の規定が準用される。
- 評価
- 6 調達機関は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、
- (a) 調達をこの協定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達を分割してはならず、また、調達価額を見積もるための特定の評価の方法を選択し、又は使用してはならない。
 - (b) 次に掲げるものを含む全ての形態の報酬を考慮の上、調達の全ての期間にわたる調達価額の最大限の見積総額によるものとする（契約を締結する供給者が一又は二以上のいずれであるかを問わない。）。
 - (i) 特別報酬、料金、手数料及び利子
 - (ii) 選択権を行使する可能性がある調達の場合には、当該選択権を行使したときの総額
- 7 一の調達のために、二以上の契約又は区分した契約（以下「一連の契約」という。）を締結する場合には、最大限の見積総額は、次の(a)又は(b)のいずれかに基づいて算定する。
- (a) 当初の契約の締結前十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度の前会計年度に締結された一連の契約であつて、同種の物品又はサービスに係るものの価額（可能な場合には、当初の契約の締結後十二箇月の間に調達される物品又はサービスの数量又は価額の予想される変動を考慮に入れて調整した価額とする。）
 - (b) 当初の契約の締結後十二箇月の間又は当該契約が締結される調達機関の会計年度に締結される一連の契約であつて、同種の物品又はサービスに係るものの見積価額
- 8 物品若しくはサービスの借入れによる調達の場合又は価格の総額が特定されない調達の場合における評価の基礎は、次のとおりとする。

- (a) 期間の定めのある契約の場合には、
 - (i) その期間が十二箇月以下のときは当該期間における契約の最大限の見積総額
 - (ii) その期間が十二箇月を超えるときは見積残存価額を含む当該期間における契約の最大限の見積総額
 - (b) 期間の定めのない契約の場合には、一箇月当たりの支払見積額に四十八を乗じて得た額
 - (c) 期間の定めのある契約となるか否か確かでない場合には、(b)の規定を用いる。
- 第三条 安全保障のための例外及び一般的例外
- 1 この協定のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であつて、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。
- 2 この協定のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置が、同じ条件の下にある締約国間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用されないことを条件とする。
- (a) 公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置
 - (b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
 - (c) 知的財産の保護のために必要な措置
 - (d) 障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又は提供されるサービスに関する措置
- 第四条 一般原則
- 無差別待遇
- 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であつて締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
- (a) 国内の物品、サービス及び供給者
 - (b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者
- 2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行つてはならない。

- (a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。
 - (b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国の物品又はサービスであることに基いて差別すること。
- 電子的手段の利用
- 3 対象調達は電子的手段により実施する場合には、調達機関は、次のことを行う。
 - (a) 当該対象調達が、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェア（情報の認証及び暗号化に関するものを含む。）であつて、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して行われることを確保すること。
 - (b) 参加申請及び入札の信頼性（受領の日時の確定及び不適当なアクセスの防止を含む。）を確保する仕組みを維持すること。
- 調達の実施
- 4 調達機関は、対象調達を次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。
 - (a) 公開入札、選択入札、限定入札等を用いた、この協定に適合する方法であること。
 - (b) 利益相反を回避すること。
 - (c) 腐敗した慣行を防止すること。
- 原産地に関する規則
- 5 締約国は、対象調達のために他の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスに関し、同一の時点における当該他の締約国からの同一の物品又はサービスの輸入又は供給であつて通常の貿易として行われるものについて適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。
- 調達の効果を減殺する措置
- 6 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達について、調達の効果を減殺する措置を求め、考慮し、課し、又は強制してはならない。
- 調達に固有ではない措置
- 7 1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課される全ての種類の関税及び課徴金、これらの

- 徴収の方法その他の輸入に関連する規則又は手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（対象調達を規律する措置を除く。）については、適用しない。
- 第五条 開発途上国
- 1 締約国は、この協定への加入に関する交渉において並びにこの協定の実施及び運用に当たり、開発途上国及び後開発途上国（以下、別に明示する場合を除くほか、「開発途上国」と総称する。）の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、それらが国ごとに著しく異なることを認識しつつ、特別の考慮を払う。締約国は、この条の規定に従い、かつ、要請に応じ、次に掲げる国に対して特別のかつ異なる待遇を与える。
 - (a) 後開発途上国
 - (b) 後開発途上国以外の開発途上国。ただし、当該特別のかつ異なる待遇が当該開発途上国の開発上のニーズを満たす場合において、そのために必要な範囲内に限る。
 - 2 締約国は、開発途上国のこの協定への加入に際し、この協定の下における適当な機会の均衡を維持するために当該締約国と当該開発途上国との間で交渉された条件に従い、当該開発途上国の物品、サービス及び供給者に対し、当該締約国が附属書Ⅰの自国の付表に従つて他の締約国について認めている最も有利な適用範囲を直ちに認める。
 - 3 開発途上国は、その開発上のニーズに基づき及び他の締約国の同意を得て、経過期間中に、附属書Ⅰの当該開発途上国の関連する付表に定める表に従い、他の締約国の間に差別を設けないような態様で適用される次の一又は二以上の経過措置を採用し、又は維持することができる。
 - (a) 価格に関する優遇措置に係る計画。ただし、次のことを条件とする。
 - (i) 当該計画が、当該優遇措置を適用する開発途上国を原産地とする物品若しくはサービス又は当該開発途上国が特恵的な取極に基づき内国民待遇を与える義務を負う他の開発途上国を原産地とする物品若しくはサービスを含む入札の部分に限り、当該優遇措置を提供するものであること。ただし、当該他の開発途上国がこの協定の締約国である場合には、この待遇が委員会の定める条件に従うことを条件とする。
 - (ii) 当該計画が透明性のあるものであり、かつ、当該優遇措置の内容及び当該優遇措置が調達において適用されることが調達計画の公示において明確に記述されること。

- (b) 調達の効果を減殺する措置。ただし、調達計画の公示において、当該調達の効果を減殺する措置を課することに係る要件又は当該調達の効果を減殺する措置を課することが考慮されることが明確に示される場合に限る。
- (c) 特定の機関又は分野の段階的な追加
- (d) 当該開発途上国の通常の基準額よりも高い基準額
- 4 締約国は、この協定への加入に関する交渉において、加入する開発途上国によるこの協定（前条1(b)の規定を除く。）に基づく特定の義務の適用を、当該開発途上国が当該特定の義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。当該特定の義務の履行のための期間は、次のとおりとする。
 - (a) 後開発途上国については、この協定への加入の後五年
 - (b) 後開発途上国以外の開発途上国については、当該特定の義務を履行するために必要な期間に限るものとし、三年を超えないものとする。
- 5 4の規定に基づき義務の履行のための期間について交渉した開発途上国は、合意された当該履行のための期間、当該履行のための期間の対象となる特定の義務及び自国が当該履行のための期間中に従うことに同意した暫定的な義務を附属書Ⅰの自国の付表7に掲げる。
- 6 委員会は、開発途上国についてこの協定の効力が生じた後、当該開発途上国の要請に応じ、次のことを行うことができる。
 - (a) 3の規定に基づいて採用され、若しくは維持された措置に関する経過期間又は4の規定に基づいて交渉された履行のための期間を延長すること。
 - (b) 加入の過程において予見されなかった特別な状況において、3の規定に基づく新たな経過措置を採用することを承認すること。
- 7 3若しくは6の規定に基づく経過措置、4の規定に基づく履行のための期間又は6の規定に基づく延長につき交渉した開発途上国は、経過期間又は履行のための期間が終了する時点において自国がこの協定を遵守していることを確保するため、これらの期間中に必要な措置をとる。当該開発途上国は、委員会に対しそれぞれの措置を速やかに通報する。
- 8 締約国は、開発途上国による技術協力及び能力の開発の要請であつて、当該開発途上国のこの協定への加入又はこの協定の実施に関連するものに妥当な考慮を払う。

- 9 委員会は、この条の規定を実施するための手続を作成することができる。この手続には、6の規定に基づく要請についての決定に関する投票のための規定を含めることができる。
- 10 委員会は、この条の規定の運用及び実効性について五年ごとに検討する。
- 第六条 調達制度に関する情報
 - 1 締約国は、次のことを行う。
 - (a) 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であつて対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧することができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表すること。
 - (b) 要請に応じ、(a)に規定する事項について他の締約国に対して説明を行うこと。
 - 2 締約国は、次のものを附属書に掲げる。
 - (a) 附属書Ⅱにおいて、1に規定する情報を公表するために用いる電子的媒体又は紙面
 - (b) 附属書Ⅲにおいて、次条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために用いる電子的媒体又は紙面
 - (c) 附属書Ⅳにおいて、次の(i)又は(ii)を公表するために用いるウェブサイトのアドレス
 - (i) 調達に関する当該締約国の統計であつて、第十六条5の規定に基づくもの
 - (ii) 締結された契約に関する当該締約国の公示であつて、第十六条6の規定に基づくもの
- 3 締約国は、附属書Ⅱから附属書Ⅳまでに掲げる自国の情報についての修正を速やかに委員会に通報する。
- 第七条 公示
 - 調達計画の公示
 - 1 調達機関は、第十三条に規定する場合を除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。それらの媒体は、広く周知されるものとし、調達計画の公示は、少なくとも当該調達計画の公示に示された期間の満了の時まで、引き続き公衆が容易に閲覧することができるようにする。調達計画の公示は、
 - (a) 付表1に掲げる調達機関については、少なくとも附属書Ⅲに規定する最小限の期間においては、電子

的手段により単一の窓口を通じて無償で閲覧することができるようにする。

- (b) 付表2又は付表3に掲げる調達機関については、電子的手段により閲覧することができる場合には、少なくとも、無償で閲覧することができるウェブサイト上の電子サイトのリンクを通じて提供されるようにする。

締約国（当該締約国の付表2又は付表3に掲げる調達計画を含む。）は、調達計画の公示を電子的手段により単一の窓口を通じて無償で行うことが奨励される。

2 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、調達計画の公示には、次の事項に関する情報を含める。

- (a) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、公示された調達に関連する全ての文書を手ずるために必要な情報、並びに当該文書が有償の場合にはその費用及び支払条件
- (b) 公示された調達についての説明（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）を含む。）
- (c) 一連の契約については、可能な場合には、次回以降の調達計画の公示の見込まれる時期
- (d) 選択権についての説明
- (e) 物品の納入若しくはサービスの提供の期間又は契約の期間
- (f) 用いる調達方法及び交渉又は電子オークションを行う意図の有無
- (g) 公示された調達について参加申請書の提出を求める場合には、その提出の場所及び最終期日
- (h) 入札書の提出の場所及び最終期日
- (i) 入札書又は参加申請書の作成に用いることができる言語（調達機関の属する締約国の公用語以外の言語で提出することが可能な場合に限る。）
- (j) 供給者が参加するための条件の一覧表及び簡潔な説明（供給者が当該条件に関連して提出すべき特定の文書又は証明書についての要件を含む。ただし、当該調達計画の公示と同時に関心を有する全ての供給者による入手が可能とされる入札説明書に当該要件が含まれていない場合に限る。）
- (k) 調達機関が第九条の規定に基づき限られた数の資格を有する供給者を入札に招請するために選択する意図を有する場合には、その選択に用いる基準及び入札を行うことが認められる供給者の数を制限するときはその制限
- (l) 公示された調達にこの協定が適用される旨の記述

公示の概要

3 調達機関は、各調達計画について、調達計画の公示と同時に、世界貿易機関のいずれかの公用語で、公示の概要を容易に閲覧することができる方法で公表する。当該公示の概要には、少なくとも次の情報を含める。

- (a) 調達の対象事項
- (b) 入札書の提出の最終期日又は調達に係る参加申請書若しくは常設名簿への記載の申請書の提出を求める場合にはその提出の最終期日
- (c) 調達に関する文書を手ずることができる場所

調達予定の公示

4 調達機関は、各会計年度のできる限り早い時期に、附属書IIIに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により将来予定されている調達に関する公示（以下「調達予定の公示」という。）を行うことを奨励される。調達予定の公示には、調達の対象事項及び調達計画の公示の予定日を含めるべきである。

5 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、調達予定の公示を調達計画の公示として使用することができる。ただし、当該調達予定の公示に、2に規定する情報のうち調達機関が入手することができる全てのもの及び関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述が含まれることを条件とする。

第八条 参加のための条件

1 調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

2 調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、

(a) 供給者が以前に特定の締約国の調達機関と一又は二以上の契約を締結したことを当該供給者が調達に参加するための条件として課してはならない。

(b) 調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。

3 調達機関は、供給者が参加のための条件を満たすかを評価するに当たり、次のことを行う。

- (a) 調達機関が属する締約国の領域の内外双方における当該供給者の事業活動を基礎として当該供給者の資金上、商業上及び技術上の能力を評価すること。

- (b) 公示又は入札説明書において事前に特定した条件に基づいて評価すること。
- 4 締約国（その調達機関を含む。）は、裏付けとなる証拠がある場合には、次のような理由により供給者を排除することができる。
- (a) 破産
 - (b) 虚偽の申告
 - (c) 過去の契約における実体的な要件又は義務に係る著しい又は度重なる不備
 - (d) 重大な犯罪その他の重大な法令違反に関する確定判決
 - (e) 職業上の不当行為又は供給者の商業上の信頼性に悪影響を与える作為若しくは不作為
 - (f) 租税の不払い
- 第九条 供給者の資格の審査
- 登録制度及び資格の審査に係る手続
- 1 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。
- 2 締約国は、次のことを確保する。
- (a) 自国の調達機関がその資格の審査に係る手続の相違を最小限にするための努力を払うこと。
 - (b) 自国の調達機関が登録制度を維持している場合には、当該調達機関がその登録制度の相違を最小限にするための努力を払うこと。
- 3 締約国（その調達機関を含む。）は、その調達への他の締約国の供給者の参加に対する不必要な障害をもたらし、かつこれを目的として又はもたらす結果となるように登録制度又は資格の審査に係る手続を採用し、又は適用してはならない。
- 選択入札
- 4 調達機関が選択入札を用いる意図を有する場合には、当該調達機関は、次のことを行う。
- (a) 調達計画の公示に少なくとも第七條 2 (a)、(b)、(f)、(g) 及び (j) から (l) までに規定する情報を含め、並びに供給者に参加申請書を提出するよう招請すること。
 - (b) 入札期間の開始までに、当該調達機関が第十一條 3 (b) の規定による通知を行った資格を有する供給者に対し、少なくとも第七條 2 (c) から (e) まで、(h) 及び (i) に規定する情報を提供すること。
- 5 調達機関は、入札を行うことが認められる供給者の数の制限及びその制限された数の供給者を選択するための基準を調達計画の公示に明記した場合を除くほか、資格を有する供給者の全てが特定の調達に参加することを認める。
- 6 調達機関は、入札説明書が 4 に規定する調達計画の公示の日から公に入手可能とされない場合には、5 の規定に従って選択された資格を有する供給者の全てが同時に当該入札説明書を入手することができるようにすることを確保する。
- 常設名簿
- 7 調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。ただし、附属書 III に掲げる適当な媒体により、関心を有する供給者に当該常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示であつて、次の要件を満たすものを行うことを条件とする。
- (a) 毎年行われること。
 - (b) 電子的手段によつて行われる場合には、常に閲覧に供されること。
- 8 7 に規定する公示には、次の事項を含める。
- (a) 調達について常設名簿が使用され得る物品若しくはサービス又は物品群若しくはサービス群についての説明
 - (b) 供給者が常設名簿に記載されるために満たすべき参加のための条件及び供給者が当該条件を満たしていることを審査するために調達機関が用いる方法
 - (c) 調達機関の名称及び所在地その他調達機関に連絡し、常設名簿に関連する全ての文書を入手するために必要な情報
 - (d) 常設名簿の有効期間及び当該常設名簿を更新し、若しくは失効させる方法、又は有効期間が定められていない場合には常設名簿の失効の公示を行う方法の記述
 - (e) 常設名簿がこの協定の適用を受ける調達について使用され得る旨の記述
- 9 7 の規定にかかわらず、調達機関は、常設名簿の有効期間が三年以下である場合には、7 に規定する公示について、次のことを条件として、当該常設名簿の有効期間の開始に当たり一回のみ行うこととすることができる。
- (a) 当該有効期間及び更に公示が行われない旨が明記されていること。

(b) 電子的手段によつて行われ、かつ、当該有効期間中、常に閲覧に供されること。

10 調達機関は、供給者がいつでも常設名簿への記載を申請することを認め、資格を有する供給者の全てを適当な短期間内に当該常設名簿に記載する。

11 常設名簿に記載されていない供給者が第十一条に規定する期間内に常設名簿に基づいて行われる調達に係る参加申請書及び全ての必要とされる書類を提出する場合には、調達機関は、当該参加申請書を審査する。調達機関は、当該調達が複雑であるため、入札書を提出することが認められた期間内に当該参加申請書の審査を完了することができない例外的な場合を除くほか、当該参加申請書を審査するための十分な時間がないことを理由として当該調達において当該供給者を考慮から除外してはならない。

付表2及び付表3に掲げる機関

12 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、次のことを条件として、供給者に常設名簿への記載を申請するよう招請するための公示を、調達計画の公示として使用することができる。

(a) 当該招請するための公示が7の規定に従つて行われ、並びに8の規定により必要とされる情報、第七条2の規定により必要とされる情報のうち入手することができる全てのもの及び当該公示が調達計画の公示を構成する旨又は常設名簿に記載されている供給者に対してのみ当該常設名簿が使用される調達に関する更なる公示が行われる旨の記述を含むものであること。

(b) 当該調達機関が、特定の調達に関心を有することを当該調達機関に表明した供給者に対し、当該供給者が当該調達への関心を評価することのできるような十分な情報を速やかに提供すること。この情報には、入手可能な範囲で、第七条2の規定により必要とされる残余の全ての情報を含める。

13 付表2又は付表3に掲げる調達機関は、10の規定に従つて常設名簿への記載を申請した供給者が参加のための条件を満たすか否かを審査するために十分な時間がある場合には、当該供給者が特定の調達において入札することを認めることができる。

調達機関の決定に関する情報

14 調達機関は、調達に係る参加申請書又は常設名簿への記載の申請書を提出した供給者に対し、これらの申請に関する自己の決定を速やかに通知する。

15 調達機関は、供給者の調達に係る参加申請若しくは常設名簿への記載の申請を拒否する場合、供給者を資格を有する供給者として認めることをやめる場合又は供給者を常設名簿から除外する場合には、当該供

給者に速やかに通知し、及び要請に応じ当該供給者に対してその決定の理由の書面による説明を速やかに提供する。

第十条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

1 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。

2 調達機関は、調達される物品又はサービスの技術仕様を定めるに当たり、適当な場合には、次の要件に従う。

(a) 当該技術仕様をデザイン又は記述的に示された特性よりも性能及び機能的な要件に着目して定めること。

(b) 国際規格が存在するときは当該国際規格、国際規格が存在しないときは国内の強制規格、認められた国内の任意規格又は建築基準に基づいて当該技術仕様を定めること。

3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。

4 調達機関は、技術仕様を定めるに当たり、特定の商標若しくは商号、特許、著作権、デザイン、型式、産地、生産者又は供給者を要件としてはならず、また、これらに言及してはならない。ただし、これらを用いなければ調達の要件の説明を十分に明確な又は理解しやすい方法で行うことができない場合において、調達機関が入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付するときは、この限りでない。

5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、競争を妨げる効果のある方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。

6 締約国(その調達機関を含む。)は、この条の規定に従い、天然資源の保全を促進し、又は環境を保護するために、技術仕様を立案し、制定し、又は適用することができる。

入札説明書

7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要な全ての情報を含む入札説明書を手入することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての完全な説明を含める。

- (a) 調達（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）
 - (b) 供給者が参加するための条件（供給者が当該条件に関連して提出することを要求される情報及び文書の一覧表を含む。）
 - (c) 落札に際して調達機関が適用する全ての評価基準、及び価格が唯一の評価基準でない場合にはこれらの評価基準の相対的な重要性
 - (d) 調達機関が電子的手段により調達を実施する場合には、認証及び暗号化の要件その他の電子的手段による情報の提出に関する要件
 - (e) 調達機関が電子オークションを行う場合には、電子オークションの実施に関する規則（評価基準に関連する入札の要素の特定を含む。）
 - (f) 公開の開札が行われる場合には、開札の日時及び場所並びに適当なときは開札に立ち会うことを認められる者
 - (g) その他の条件（支払条件及び入札書を提出する手段の制限（紙面又は電子的手段のいずれによるか等）を含む。）
 - (h) 物品の納入又はサービスの提供の期日
- 8 調達機関は、調達される物品の納入又はサービスの提供の期日の設定に当たり、調達の複雑さ、予想される下請契約の範囲並びに製造、在庫の積出し及び供給地点からの物品の輸送又はサービスの提供に実際に要する時間等の要素を考慮する。
- 9 調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準には、特に、価格その他の費用に係る要素、品質、技術的価値、環境上の特徴及び納入に係る条件を含めることができる。
- 10 調達機関は、次のことを行う。
- (a) 関心を有する供給者が有効な入札書を提出するために十分な時間を有することを確保するため、入札

説明書を速やかに入手することができるようにすること。

- (b) 関心を有する供給者に対し、要請に応じ、入札説明書を速やかに提供すること。
- (c) 関心を有し、又は参加する供給者からの関連情報についての合理的な要請に速やかに応ずること。ただし、その情報は、他の供給者よりも当該供給者に有利となるものであってはならない。

変更

11 調達機関は、落札の前に、参加する供給者に提供した調達計画の公示若しくは入札説明書に定める基準若しくは要件を変更し、又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書を修正し、若しくは再度提供する場合には、当該基準若しくは要件の変更又は修正され、若しくは再度提供される当該調達計画の公示若しくは入札説明書を、次の要件に従って書面により送付する。

- (a) 当該基準若しくは要件の変更又は当該調達計画の公示若しくは入札説明書の修正若しくは再度の提供を行った時に参加していた全ての供給者が判明している場合には、当該全ての供給者に送付すること。その他の全ての場合には、当初の情報を提供したときと同様の方法で送付すること。
- (b) 適当な場合には、(a)に規定する供給者が入札書を変更し、再提出することができるように十分早い時期に送付すること。

第十一条 期間

通則

1 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、次のような要素を考慮して、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。そのような期間（延長される場合には、延長される期間を含む。）は、関心を有し、又は参加する全ての供給者について同一のものとする。

- (a) 調達の性質及び複雑さ
- (b) 予想される下請契約の範囲
- (c) 入札書の送付に電子的手段が用いられない場合には、外国及び国内の地点から入札書を電子的手段以外の手段で送付するために必要な時間

期限

2 選択入札を用いる調達機関は、参加申請書の提出の最終期日を原則として調達計画の公示の日から二十

五日目の日以後の日に定める。この提出期間は、調達機関が十分に実証する緊急事態により実際的でなくなる場合には、十日以上の期間に短縮することができる。 3 調達機関は、4、5、7及び8に規定する場合を除くほか、入札書の提出の最終期日を次のいずれかに規定する日から四十日目の日以後の日に定める。 (a) 公開入札の場合には、調達計画の公示を行う日 (b) 選択入札の場合には、常設名簿を使用するか否かを問わず、調達機関が供給者に入札書の提出を招請することを通知する日 4 調達機関は、次の場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。 (a) 調達機関が第七条4に規定する調達予定の公示を調達計画の公示の十二箇月前から四十日前までの期間に行い、かつ、当該調達予定の公示が次の事項を含む場合 (i) 調達の説明 (ii) 入札書又は参加申請書の提出の最終期日とすることが見込まれる日 (iii) 関心を有する供給者が調達機関に対し予定されている調達への関心を表明すべきである旨の記述 (iv) 調達に関する文書を入力することができる場所 (v) 第七条2の規定により調達計画の公示において必要とされる情報のうち、入手することができる全 てのもの (b) 調達機関が、一連の契約に関し、その最初の調達計画の公示において、その後の公示においてこの4の規定に基づく入札期間を定めることを示す場合 (c) 調達機関が十分に実証する緊急事態により3の規定に従って定める入札期間が実際的でなくなる場合 5 調達機関は、次の(a)から(c)までの条件の一又は二以上を満たす場合には、3の規定に従って定める入札期間を、当該調達機関が満たす当該条件の数に五を乗じて得た日数短縮することができる。 (a) 調達計画の公示を電子的手段により行うこと。 (b) 入札説明書の全体を調達計画の公示を行った日から電子的手段により入手することができるようにすること。 (c) 当該調達機関が入札書を電子的手段により受領すること。	6 4の規定と併せて5の規定を適用する場合には、いかなるときも、3の規定に従って定める入札期間を調達計画の公示を行った日から十日未満の期間に短縮することとなつてはならない。 7 この条の他の規定にかかわらず、調達機関は、商業上の物品若しくはサービス又はその組合せを購入する場合には、調達計画の公示及び入札説明書を電子的手段により同時に公表することを条件として、3の規定に従って定める入札期間を十三日以上に短縮することができる。さらに、当該調達機関は、商業上の物品又はサービスの入札書を電子的手段により受領する場合には、3の規定に従って定める入札期間を十日以上の期間に短縮することができる。 8 付表2又は付表3に掲げる調達機関が全ての又は限られた数の資格を有する供給者を選択する場合に、入札期間は、調達機関と全ての選択された供給者との間の相互の合意により定めることができる。そのような合意が存在しない場合には、当該入札期間は、十日未満であつてはならない。 第十二条 交渉 1 締約国は、その調達機関が次のいずれかの場合に交渉を行うことを認めることができる。 (a) 第七条2の規定により必要とされる調達計画の公示において当該調達機関が交渉を行う意図を明示した場合 (b) 評価を行った結果、調達計画の公示又は入札説明書に定める特定の評価基準によりいずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合 2 調達機関は、次のことを行う。 (a) 交渉に参加する供給者の排除が調達計画の公示又は入札説明書に定める評価基準に従って行われることを確保すること。 (b) 交渉が終了した場合には、引き続き交渉に参加している供給者が新たな又は変更された入札書を提出するための共通の期限を定めること。 第十三条 限定入札 1 調達機関は、次のいずれかの場合に限り、限定入札を用いること並びに第七条から第九条まで、第十条7から11まで、第十一条、前条、次条及び第十五条を適用しないことを選択することができる。ただし、当該調達機関が、供給者間の競争を避けることを目的として又は他の締約国の供給者を差別し、若しくは国内の供給者を保護するように、この1の規定を適用しないことを条件とする。
--	---

(a) 次に掲げるいずれかの場合。ただし、入札説明書に定める要件が実質的に変更されないことを条件とする。 (i) 入札書が提出されなかった場合又は供給者が参加申請を行わなかった場合 (ii) 入札説明書に定める基本的要件に合致する入札書が提出されなかった場合 (iii) 参加のための条件を満たす供給者がいなかった場合 (iv) 行われた入札がなれ合いによるものであった場合 (b) 次のいずれかの理由により、物品又はサービスが特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合 (i) 必要とされるものが美術品であること。 (ii) 特許権、著作権その他の排他的権利が保護されていること。 (iii) 技術的な理由により競争が存在しないこと。 (c) 次のいずれかの理由により、当初の調達には含まれていない物品又はサービスの追加の納入又は提供を当初の供給者から受ける場合 (i) 当初の調達により購入された既存の機材、ソフトウェア、サービス又は設備との互換性又は相互運用性の要件その他の経済的又は技術的な理由により、追加の物品又はサービスについて供給者を変更することができないこと。 (ii) 追加の物品又はサービスについて供給者を変更する場合には、調達機関に著しい不都合が生じ、又は調達機関が実質的に二重に費用を負担することとなること。 (d) 調達機関の予見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、公開入札又は選択入札によつては必要な期間内に物品又はサービスを入手することができない場合において、真に必要なとき。 (e) 調達する物品が商品市場において購入される物品である場合 (f) 調査、実験、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ、当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された原型又は最初の物品若しくはサービスを当該調達機関が調達する場合。最初の物品又はサービスの独自の開発には、実用実験の結果を取り入れるために及び受入れ可能な	品質基準に合致する物品又はサービスとして当該物品又はサービスを多量に生産し、又は供給することができることを証明するために限られた生産又は供給を行うことが含まれ得るが、商業的採算を確立し、又は研究開発の費用を回収するために多量に生産し、又は供給することは含まれない。 (g) 清算、管財人による管理、倒産等に起因する例外的な処分の際、極めて短い期間においてのみ生ずる例外的に有利な条件の下で購入される場合。ただし、通常の供給者からの日常の購入を含まない。 (h) 契約が設計コンテストの受賞者との間で締結される場合。ただし、次のことを条件とする。 (i) 当該設計コンテストがこの協定の原則（特に調達計画の公示に関する原則）に合致する方法で行われること。 (ii) 当該設計コンテストの参加者が、独立の審査員団によつて、受賞者との間で設計契約を締結することを目的として審査されること。 2 調達機関は、1の規定による個々の契約の締結について報告書を作成する。この報告書には、調達を行った調達機関の名称、調達された物品又はサービスの価額及び種類並びに1に規定する状況及び条件のうち当該調達における限定入札の利用の根拠となつたものを示す説明を含める。 第十四条 電子オークション 調達機関は、対象調達を電子オークションを用いて実施する意図を有する場合には、電子オークションを開始する前に各参加者に次の情報を提供する。 (a) 入札説明書に定める評価基準に基づく自動的な評価の方法（数式を含む。）であつて、電子オークションにおける自動的な順位決定又は更新に用いられるものに関する情報 (b) 当該対象調達が最も有利な入札を行ったことを根拠として落札者を決定するものである場合には、当該参加者の入札書に記載された事項の初期評価の結果に関する情報 (c) 電子オークションの実施に関連する他のあらゆる情報 第十五条 入札書の取扱い及び落札 入札書の取扱い 1 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従つて受領し、開札し、及び取り扱う。 2 調達機関は、入札書の受領のために指定した日時の後に入札書が到着した場合において、その遅延が専
--	--

ら当該調達機関の取扱いの誤りによるものであるときは、当該入札書を提出した供給者を不利に取り扱ってはならない。

3 調達機関は、開札から落札までの間に故意でない様式の誤りを訂正する機会を一の供給者に与える場合には、参加する全ての供給者に対し同一の機会を与える。

落札

4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

5 調達機関は、契約を締結することが公共の利益にならないと決定する場合を除くほか、契約の条件を履行することができる当該調達機関が認めた供給者であつて、公示及び入札説明書に定める評価基準のみに照らして次のいずれかの条件を満たす入札を行ったものを落札者とする。

(a) 最も有利であること。

(b) 価格が唯一の基準である場合には、最低価格を提示すること。

6 調達機関は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した供給者が参加のための条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることについて、当該供給者に確認を求めることができる。

7 調達機関は、この協定に基づく義務を回避する目的で、選択権の利用、調達の取消し又は締結された契約の変更を行ってはならない。

第十六条 調達に関する情報の透明性

供給者に提供される情報

1 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があつたときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、次条2及び3の規定に従うことを条件として、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

落札情報の公示

2 調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、この協定の適用を受ける落札の決定

の後七十二日以内に公示を行う。当該調達機関が電子的媒体のみにより当該公示を行う場合には、その情報は、合理的な期間、引き続き容易に閲覧することができるようにする。当該公示には、少なくとも次の情報を含める。

(a) 調達された物品又はサービスについての説明

(b) 調達機関の名称及び所在地

(c) 落札した供給者の名称及び住所

(d) 落札価額又は落札の決定に当たり考慮された最高及び最低の入札価額

(e) 落札の日

(f) 用いられた調達方法及び第十三条の規定に従つて限定入札を用いた場合にはその利用の根拠となつた状況についての説明

文書、報告書及び電子的履歴の保持

3 調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、次のものを保持する。

(a) 対象調達に関連する入札の手続及び落札に関する文書及び報告書（第十三条の規定により必要とされる報告書を含む。）

(b) 電子的手段による対象調達の実施に関する履歴を適切に確認するためのデータ

統計の収集及び報告

4 締約国は、この協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。各報告は、一年分を対象とし、及び報告期間の終了後二年以内に提出されるものとし、次の事項を含む。

(a) 付表1に掲げる調達機関に関しては、

(i) 当該調達機関全体について、この協定の適用を受ける全ての契約の件数及び総額

(ii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける全ての締結された契約であつて、国際的に認められた単一の分類制度に基づく物品群別及びサービス群別に区分されたものの件数及び総額
(iii) 当該調達機関のそれぞれについて、この協定の適用を受ける契約であつて、限定入札により締結された全てのものの件数及び総額

(b) 付表2及び付表3に掲げる調達機関に関しては、全ての当該調達機関によつて締結されたこの協定の適用を受ける契約であつて、付表別に区分されたものの件数及び総額

(c) (a)及び(b)の規定により必要とされるデータを提供することができない場合には、その概算及び用いた算定方式についての説明

5 締約国は、4に規定する要件に適合する方法で統計を公式ウェブサイトで公表する場合には、その統計を閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該ウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

6 締約国は、2の規定に基づく落札に関する公示を電子的に行うことを要求する場合において、当該公示がこの協定の適用を受ける契約について分析することのできる様式による単一のデータベースを通じて公衆の閲覧に供されているときは、そのデータを閲覧し、及び利用するために必要な説明を付して当該データベースに係るウェブサイトのアドレスを委員会に通報することをもって、4の規定に基づくデータの提出に代えることができる。

第十七条 情報の開示

締約国への情報の提供

1 締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及びこの協定に従って行われたか否かを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国と協議の上その同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者に対しても当該情報を開示してはならない。

情報の不開示

2 この協定の他の規定にかかわらず、締約国（その調達機関を含む。）は、特定の供給者に対し供給者の間の公正な競争を害するおそれのある情報を提供してはならない。

3 この協定のいかなる規定も、秘密の情報の開示が次のいずれかの場合に該当するときは、締約国（その調達機関、当局及び審査機関を含む。）に対し当該秘密の情報の開示を求めるものと解してはならない。

- (a) 法令の実施を妨げることとなる場合
- (b) 供給者の間の公正な競争を害するおそれのある場合
- (c) 特定の者の正当な商業上の利益（知的財産の保護を含む。）を害することとなる場合
- (d) その他公共の利益に反することとなる場合

第十八条 国内の審査のための手続

1 締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手続であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する次の事項について苦情を申し立てることができるものを定める。全ての苦情申立ての手続に関する規則は、文書により定め、かつ、一般に入手可能なものとする。

(a) この協定の違反

(b) 当該供給者が締約国の国内法上この協定の違反を直接の対象とする苦情を申し立てる権利を有しない場合には、この協定の実施のための締約国による措置の不遵守

2 供給者が関心を有し、又は有していた対象調達について1に規定する違反又は不遵守があつた旨の苦情を申し立てる場合には、当該対象調達を実施する調達機関が属する締約国は、当該調達機関及び当該供給者に対し協議により当該苦情を解決するよう奨励する。当該調達機関は、当該供給者の現在又は将来の調達への参加及び行政上又は司法上の審査のための手続の下では正措置を求める権利を妨げないように、当該苦情について公平な、かつ、時宜を得た考慮を払う。

3 供給者は、苦情申立ての準備をし、これを行うための十分な期間を与えられるものとする。その期間中は、苦情申立ての原因となつた事実を供給者が知り、又は合理的に知り得た時から十日未満であつてはならない。

4 締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。

5 4に規定する当局以外の機関が最初に苦情申立てを審査する場合には、締約国は、供給者が当該機関の原決定に対して当該苦情申立ての対象である調達に係る調達機関から独立した公平な行政当局又は司法当局に上訴することができることを確保する。

6 締約国は、審査機関（裁判所でないもの）について、その決定を司法上の審査の対象とすること又は次の手続を有することを確保する。

- (a) 調達機関が苦情申立てに対して書面により回答し、及び当該審査機関に対して全ての関連文書を開示すること。
- (b) 審査の手続への参加者（以下「参加者」という。）が苦情申立てについての当該審査機関による決定

に先立ち意見を述べる権利を有すること。

(c) 参加者が代理人及び補佐人を出す権利を有すること。

(d) 参加者が全ての審査の手續に参加することができること。

(e) 参加者が審査の手續を公開で行うこと及び証人の出席が認められることを要求する権利を有すること。

(f) 当該審査機関がその決定又は勧告を適時に書面により行うこと及び当該決定又は勧告にその根拠に関する説明を含めること。

7 締約国は、次の事項を定める手續を採用し、又は維持する。

(a) 供給者が調達に参加する機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。当該手續は、当該措置を適用すべきか否かを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

(b) 審査機関が1に規定する違反又は不遵守があつた旨決定する場合における是正措置又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備に係る費用又は苦情申立てに係る費用のいずれか又は双方に限定することができる。

第十九条 適用範囲の修正及び訂正

修正の提案の通報

1 締約国は、附属書1の自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正（以下「修正」という。）の提案を委員会に通報する。修正を提案する締約国（以下「修正締約国」という。）は、次に掲げる事項を通報に含める。

(a) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを理由として、自国の権利の行使として附属書1の自国の付表から当該機関を削除することを提案する場合には、当該監督又は影響が実効的に排除されたことの証拠

(b) その他の修正を提案する場合には、この協定に定める相互に合意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報

通報に対する異議

2 1の規定に従つて通報された修正の提案によりこの協定に基づく自国の権利が影響を受ける締約国は、当該修正の提案への異議を委員会に申し立てることができる。この異議は、締約国に対し通報が回章に付された日から四十五日以内に申し立てるものとし、その理由を明示するものとする。

協議

3 修正締約国及び異議を申し立てた締約国（以下「異議申立締約国」という。）は、当該異議に係る問題を協議によつて解決するようあらゆる努力を払う。当該協議において、修正締約国及び異議申立締約国は、修正の提案について次の基準に従つて検討する。

(a) 1(a)に規定する修正の提案の通報の場合には、機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す8(b)に規定する基準

(b) 1(b)に規定する修正の提案の通報の場合には、権利及び義務の均衡並びにこの協定に定める相互に合意された適用範囲につき当該通報の前の水準と同等の水準を維持するために当該修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準に関する8(c)に規定する基準

修正の変更

4 修正締約国及び異議申立締約国がその異議に係る問題を協議によつて解決した場合において、当該修正締約国が当該協議の結果として自国の修正の提案を変更するときは、当該修正締約国は、1の規定に従い委員会に通報するものとし、変更された修正は、この条に定める要件を満たした後にのみ効力を生ずる。

修正の実施

5 提案された修正は、次のいずれかの場合にのみ効力を生ずる。

(a) いずれの締約国も1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から四十五日以内に当該修正の提案に対する異議を書面により委員会に申し立てない場合

(b) 全ての異議申立締約国が修正の提案への異議を撤回する旨を委員会に通報した場合

(c) 1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百五十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報した場合

実質的に同等の適用範囲の撤回

6 5(c)の規定に基づいて修正が効力を生じた場合には、異議申立締約国は、実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。第四条1(b)の規定にかかわらず、この6の規定に基づく撤回は、修正締約国との関

係においてのみ実施することができる。異議申立締約国は、当該撤回が効力を生ずる日の少なくとも三十日前に、当該撤回について書面により委員会に通報する。この6の規定に基づく撤回は、8(c)の規定に基づき委員会が採択する補償的な調整の水準に関する基準に適合するものとする。

異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

7 委員会が8の規定に基づき異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続を採択した場合には、修正締約国又は異議申立締約国は、修正の提案の通報が回章に付された日から百二十日以内に当該仲裁手続を援用することができる。

(a) その期間内にいずれの締約国も当該仲裁手続を援用しなかった場合においては、

(i) 5(c)の規定にかかわらず、1の規定に基づく修正の提案の通報が回章に付された日から百三十日が経過し、かつ、修正締約国が当該修正を実施する意図を書面により委員会に通報したときは、当該修正は、効力を生ずる。

(ii) いずれの異議申立締約国も、6の規定に基づいて適用範囲を撤回することができない。

(b) 修正締約国又は異議申立締約国が当該仲裁手続を援用した場合には、

(i) 5(c)の規定にかかわらず、修正の提案は、当該仲裁手続が完了するまで効力を生じない。

(ii) 補償を受ける権利を行使する意図又は6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回する意図を有する異議申立締約国は、当該仲裁手続に参加する。

(iii) 修正締約国は、5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり、当該仲裁手続の結果に従うべきである。

(iv) 修正締約国が5(c)の規定に基づいて修正の効力を生じさせるに当たり当該仲裁手続の結果に従わないときは、異議申立締約国は、6の規定に基づいて実質的に同等の適用範囲を撤回することができる。ただし、当該撤回が当該仲裁手続の結果と適合するものであることを条件とする。

委員会の責任

8 委員会は、次のものを採択する。

(a) 2の規定に基づく異議に係る問題の解決を促進するための仲裁手続

(b) 機関の対象調達に対する政府による監督又は政府の影響が実効的に排除されたことを示す基準

(c) 1(b)に規定する修正に関連して提供されるべき補償的な調整の水準及び6に規定する実質的に同等の

適用範囲の水準を決定するための基準

第二十条 協議及び紛争解決

1 締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関し他の締約国が行う申立てに好意的な考慮を払うものとし、その申立てに関する協議を行うための機会を十分に与える。

2 締約国は、次のことの結果として、この協定に基づき直接若しくは間接に自国に与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又はこの協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、問題の相互に満足すべき解決を図るため、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）に規定する手続を利用することができる。

(a) 他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと。

(b) 他の締約国がこの協定の規定に抵触するか否かを問わず何らかの措置を適用したこと。

3 紛争解決了解は、この協定に基づく協議及び紛争解決に適用される。ただし、紛争解決了解第二十三条の規定にかかわらず、この協定以外の紛争解決了解附属書一に掲げる協定の下で生ずるいかなる紛争も、この協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならないものとし、また、この協定の下で生ずるいかなる紛争も、紛争解決了解附属書一に掲げるその他の協定に基づく譲許その他の義務を停止する理由としてはならない。

第二十一条 この協定の機関

政府調達に関する委員会

1 各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、また、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を締約国に与えるため、及び締約国により与えられた他の任務を遂行するため、必要に応じ（少なくとも年一回）会合する。

2 委員会は、委員会が付与する任務を遂行する作業部会その他の補助機関を設けることができる。

3 委員会は、毎年次のことを行う。

(a) この協定の実施及び運用について検討すること。

(b) 一般理事会に対し、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関設立協定」という。）第四条8の規定に基づく委員会の活動に関する通報並びにこの協定の実施及び運用に係る進展に関する通報を行うこと。

オブザーバー

4 この協定の締約国でない世界貿易機関の加盟国は、書面による通報を委員会に提出することにより、委員会にオブザーバーとして出席することが認められる。世界貿易機関のオブザーバーは、委員会にオブザーバーとして出席することについての書面による要請を委員会に提出することができ、委員会は、当該世界貿易機関のオブザーバーに委員会のオブザーバーとしての地位を与えることができる。

第二十二条 最終規定

受諾及び効力発生

1 この協定は、合意された適用範囲をこの協定の附属書Ⅰの付表に掲げる政府（注）であつて、千九百九十四年四月十五日に署名によつてこの協定を受諾したもの又は批准を条件として同日までにこの協定に署名し、その後千九百九十六年一月一日前にこの協定を批准したものについては、千九百九十六年一月一日に効力を生ずる。

注 この協定の適用上、「政府」には、欧州連合の権限のある当局を含むものとする。

加入

2 世界貿易機関の加盟国は、締約国との間で合意され、委員会の決定において確認される条件により、この協定に加入することができる。加入は、合意された条件を記載した加入書を世界貿易機関事務局長に寄託することによつて行ふ。この協定は、加入する加盟国については、加入書を寄託した後三十日目の日に効力を生ずる。

留保

3 締約国は、この協定のいかなる規定についても、留保を付することができない。

国内法令

4 締約国は、この協定が自国について効力を生ずる日以前に、自国の法令及び行政上の手続並びに自国の調達機関によつて適用される規則、手続及び慣行をこの協定に適合したものとすることを確保する。

5 締約国は、この協定に関連を有する自国の法令の変更及びその運用における変更につき、委員会に通報する。

将来の交渉及び将来の作業計画

6 締約国は、開放的な調達を阻害する差別的な措置の導入又は継続を避けるよう努める。

7 締約国は、二千十二年三月三十日に採択された政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から三年以内に、その後は定期的に、開発途上国のニーズを考慮しつつ、相互主義に基づいてこの協定を改善し、差別的な措置を漸進的に削減し、及び撤廃し、並びに全ての締約国の間におけるこの協定の適用範囲の拡大を可能な限り達成するため、新たな交渉を行う。

8 (a) 委員会は、次の事項に関する作業計画の採択を通じ、この協定の実施及び7に規定する交渉を促進するため、更なる作業を行う。

- (i) 中小企業の取扱い
 - (ii) 統計資料の収集及び提供
 - (iii) 持続可能な調達の取扱い
 - (iv) 締約国の付表における適用除外及び制限
 - (v) 国際的な調達における安全基準
- (b) 委員会は、

(i) 追加的な事項に関する作業計画の一覧表を内容とする決定を採択することができる。当該一覧表については、定期的に検討し、及び更新することができる。

(ii) (a)に規定する個別の作業計画及び(b)(i)の規定に基づいて採択される作業計画に関して行われるべき作業を定める決定を採択する。

9 締約国は、世界貿易機関設立協定附属書ⅠAの原産地規則に関する協定に基づいて行われる物品に係る原産地規則の調和のための作業計画及びサービスの貿易に関する交渉の終了の後、第四条5の規定を適宜改正するに当たり、当該作業計画及び交渉の結果を考慮する。

10 委員会は、7に規定する政府調達に関する協定を改正する議定書の効力発生の日から五年以内に、第二十条2(b)の規定の妥当性を検討する。

改正

11 締約国は、この協定を改正することができる。改正を採択し、締約国による受諾のために提出する決定は、コンセンサス方式によつて行ふ。

(a) 改正は、(b)に規定する場合を除くほか、締約国の三分の二が受諾した時に当該改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の各締約国について、それぞれによる受諾の時に効力を生ずる。

る。

(b) 改正は、当該改正が締約国の権利及び義務を変更しない性質のものであると委員会がコンセンサス方式によつて決定した場合には、締約国の三分の二が受諾した時に全ての締約国について効力を生ずる。

脱退

12 締約国は、この協定から脱退することができる。脱退は、世界貿易機関事務局長が書面による脱退の通告を受領した日から六十日を経過した時に、効力を生ずる。締約国は、脱退の通告がされた場合には、委員会の会合を直ちに開くことを要求することができる。

13 この協定の締約国は、世界貿易機関の加盟国でなくなった場合には、当該加盟国でなくなった日にこの協定の締約国でなくなる。

特定の締約国間におけるこの協定の不適用

14 いずれかの締約国がこの協定を受諾し、又はこの協定に加入した時に、当該いずれかの締約国又は他のいずれかの締約国が、これら二の締約国の間におけるこの協定の適用に同意しなかった場合には、この協定は、これら二の締約国の間においては適用されない。

附属書

15 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

事務局

16 この協定に必要な役務は、世界貿易機関事務局が提供する。

寄託

17 この協定は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、速やかに、締約国に対し、この協定の認証謄本、第十九条の規定に基づくこの協定の訂正又は修正の認証謄本、11の規定に基づくこの協定の改正の認証謄本、2の規定に基づくこの協定への加入の通告書及び12又は13の規定に基づくこの協定からの脱退の通告書を送付する。

登録

18 この協定は、国際連合憲章第一百二条の規定により登録する。

附属書I 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書Iについて

最終的に提示した適用範囲（注）

注 原語によるものとす。

日本国が附属書Iについて最終的に提示した適用範囲
（英語のみを正文とする。）

付表1 中央政府の機関

基準額

十万特別引出権 物品

四百五十万特別引出権 建設サービス

四十五万特別引出権 この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

十万特別引出権 その他のサービス

機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

復興庁

宮内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

付表1に関する注釈

1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

付表2 地方府県の機関

基準額

二十万特別引出権 物品

千五百万特別引出権 建設サービス

百五十万特別引出権 この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその

他の技術的サービス

二十万特別引出権 その他のサービス

機関の表

地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市

北海道

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

茨城県

栃木県

群馬県

埼玉県

千葉県

東京都

神奈川県

新潟県

富山県

石川県

福井県

山梨県

長野県

岐阜県

静岡県

愛知県
三重県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県
大阪市

名古屋市
京都市
横浜市
神戸市
北九州市
札幌市
川崎市
福岡市
広島市
仙台市
千葉市
さいたま市
静岡市
堺市
新潟市
浜松市
岡山市
相模原市

付表2に関する注釈

- 1 地方自治法の適用を受ける都道府県及び指定都市には、地方自治法に定めるこれらの知事又は市長、委員会及びその他の機関の内部部局、附属機関並びに支庁、地方事務所、支所及び出張所を含む。
- 2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。
- 3 この協定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この3の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。
- 4 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

5 発電、送電又は配電に関連する調達は、含まない。

付表3 その他の機関

基準額

十三万特別引出権

物品

四百五十万特別引出権

A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス

千五百万特別引出権

A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス

四百五十万特別引出権

B群に掲げる機関が調達する建設サービス

四十五万特別引出権

この協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

十三万特別引出権

その他のサービス

機関の表

1 A群

独立行政法人農畜産業振興機構

中日本高速道路株式会社

株式会社日本政策投資銀行

東日本高速道路株式会社

独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人農業者年金基金

独立行政法人奄美群島振興開発基金

年金積立金管理運用独立行政法人

阪神高速道路株式会社

社会保険診療報酬支払基金

北海道旅客鉄道株式会社(注a、注g)

本州四国連絡高速道路株式会社

日本アルコール産業株式会社

独立行政法人日本芸術文化振興会

独立行政法人日本原子力研究開発機構(注b)

日本環境安全事業株式会社

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

独立行政法人日本貿易振興機構

株式会社日本政策金融公庫

地方公共団体金融機構

独立行政法人国際交流基金

日本貨物鉄道株式会社(注a、注g)

独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人労働政策研究・研修機構

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人労働者健康福祉機構

独立行政法人国際観光振興機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(注c)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

日本郵政公社を承継した機関

日本中央競馬会

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(注a、注d、注e)

独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人日本学術振興会

独立行政法人日本学生支援機構

日本たばこ産業株式会社(注g)

独立行政法人水資源機構

自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人

九州旅客鉄道株式会社(注 a、注 g) 首都高速道路株式会社 小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人 農林漁業団体職員共済組合 消防団員等公務災害補償等共済基金 成田国際空港株式会社 地方競馬全国協会 独立行政法人日本スポーツ振興センター 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 独立行政法人国民生活センター 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 日本電信電話株式会社(注 f、注 g) 東日本電信電話株式会社(注 f、注 g) 西日本電信電話株式会社(注 f、注 g) 独立行政法人北方領土問題対策協会 沖縄振興開発金融公庫 放送大学学園 独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人勤労者退職金共済機構 日本私立学校振興・共済事業団 独立行政法人理化学研究所(注 b) 四国旅客鉄道株式会社(注 a、注 g) 東京地下鉄株式会社(注 a) 独立行政法人都市再生機構 独立行政法人福祉医療機構 西日本高速道路株式会社	2 B 群 独立行政法人建築研究所 独立行政法人国立大学財務・経営センター 独立行政法人航空大学校 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人国立高等専門学校機構 大学共同利用機関法人 全国健康保険協会 独立行政法人国際農林水産業研究センター 独立行政法人造幣局 独立行政法人原子力安全基盤機構 日本年金機構 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 独立行政法人海技教育機構 自動車検査独立行政法人 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 独立行政法人国立公文書館 独立行政法人国立がん研究センター 独立行政法人国立成育医療研究センター 独立行政法人国立長寿医療研究センター 独立行政法人国立国際医療研究センター 独立行政法人工業所有権情報・研修館 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
---	---

独立行政法人種苗管理センター
 独立行政法人教員研修センター
 独立行政法人大学入試センター
 独立行政法人国立循環器病研究センター
 独立行政法人水産大学校
 独立行政法人国立病院機構
 独立行政法人大学評価・学位授与機構
 独立行政法人農業環境技術研究所
 独立行政法人国立文化財機構
 独立行政法人国立環境研究所
 独立行政法人物質・材料研究機構
 独立行政法人航海訓練所
 独立行政法人国立青少年教育振興機構
 独立行政法人産業技術総合研究所
 独立行政法人農業生物資源研究所
 独立行政法人国立健康・栄養研究所
 独立行政法人情報通信研究機構
 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
 独立行政法人放射線医学総合研究所
 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
 独立行政法人製品評価技術基盤機構
 独立行政法人家畜改良センター
 独立行政法人海上技術安全研究所
 独立行政法人国立美術館
 独立行政法人国立科学博物館
 独立行政法人国立印刷局

独立行政法人防災科学技術研究所
 独立行政法人酒類総合研究所
 独立行政法人統計センター
 独立行政法人交通安全環境研究所
 国立大学法人
 独立行政法人国立女性教育会館
 独立行政法人日本貿易保険
 独立行政法人港湾空港技術研究所
 独立行政法人土木研究所
 独立行政法人経済産業研究所

付表3に関する注釈

1 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

2 この協定は、A群に掲げる機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、この協定を回避する目的で利用してはならない。

3 特定の機関に関する注釈

注 a 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注 b 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

注 c 地質調査及び地球物理学的研究に関連する調達は、含まない。

注 d 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

注 e 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注 f 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

注 g 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

4 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による調達に関しては、3に規定する注釈の規定を次の

とおり適用する。

注 a は、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。

注 d は、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

注 e は、造船事業についてのみ適用する。

5 東日本旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）、東海旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）及び西日本旅客鉄道株式会社（注 a、注 g）については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A 群に含まれるものとみなす。

この 5 の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

6 航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B 群に含まれるものとみなす。

この 6 の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

付表 4 物品

1 この協定は、この協定に別段の定めがない限り、付表 1 から付表 3 までに掲げる機関による全ての物品の調達について適用する。

2 防衛省に関しては、この協定は、日本国政府が第三条 1 の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、次の連邦供給分類（FSC）に属する物品の調達について適用する。

FSC 品名

- 二二 鉄道用機器
- 二四 トラクター
- 三二 木工機器
- 三四 金属加工機器
- 三五 サービス提供機器及び販売機器

- 三六 特別の工業用機器
- 三七 農業用機器
- 三八 建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
- 三九 物資取扱用機器
- 四〇 ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
- 四一 冷凍用機器、エアコンディショナー（その構成品を含む。）及び空気循環用機器
- 四二 ポンプ及び圧縮機
- 四三 配管用、加熱用及び衛生用の機器
- 四四 浄水用及び下水処理用の機器
- 四五 素管、管、ホース及びこれらの取付具
- 四六 弁
- 四七 手道具及び手工具
- 四八 計測工具
- 五一 用材、木工品、合板及びベニヤ板
- 五二 電線並びに発電用及び配電用の機器
- 六一 照明設備及び電球
- 六二 医療用及び獣医用の機器及び物品
- 六三 化学分析用機器
- 六四 物理的材料試験機器
- 六五 実験室用の機器及び物品
- 六六 時間測定用機器
- 六七 光学機器
- 六八 地球物理学用及び天文学用の機器
- 六九 気象観測機器
- 七〇 はかり
- 七一 製図機器、土地測量機器及び地図作成用機器

六六八〇	液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
六六八五	圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
六六九五	組み合わせた機器及びその他の機器
六七	写真用機器
六八	化学工業生産品
七一	家具
七二	家庭用及び一般用の備品及び器具
七三	調理用及び配膳用の機器
七四	事務用機器及び可視記録装置
七五	事務用品
七六	書籍、地図その他の出版物
七七	楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
七九	清掃用器具及び清掃用品
八〇	ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
八二一〇	ドラム及び缶
八二一五	箱、厚紙製の箱及びクレート
八二二五	瓶及びジャー
八二三〇	リール及びスプール
八二三五	包装用の材料
八五	化粧用品
八七	農業用品
九三	非金属加工品
九四	非金属原材料
九九	その他のもの
付表5	サービス

この協定は、千九百九十一年の国際連合の暫定的な中央生産物分類（電気通信サービスについては、文書 MTN・GNS・W 一一二〇）によって特定される次のサービスについて適用する。 （千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類（CPC））	
五一	建設工事
六一二二	自動車の保守及び修理のサービス（注 1）
六一二二	モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそれを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注 1）
六三三三	個人用品及び家庭用品の修理のサービス
六四二二	食料提供サービス（注 5）
六四二二	飲料提供サービス（注 5）
七二二二	その他の陸上運送サービス（七二二三五（郵便の陸上運送）を除く。）
七二二三	運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス
七二二三	海上航行船舶以外の船舶（運転者を伴うもの）の賃貸サービス
七三	航空運送サービス（七三二二〇（郵便の航空運送）を除く。）
七四八	貨物運送取扱いサービス
七五二二	クーリエ・サービス（注 2）
	電気通信サービス
	MTN・GNS（対応する）
	W 一一二〇 CPC
	2・C・h 七五二三 電子メール
	2・C・i 七五二一 ボイスメール
	2・C・j 七五二三 情報及びデータベースのオンラインでの検索

八三二〇六から八三二〇八まで	農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス（注5）	八三二〇三	家具その他家庭用の器具の賃貸サービス（注5）	八三二〇四	娯楽用品の賃貸サービス（注5）	八三二〇九	その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス（注5）	八四	電子計算機サービス及び関連のサービス	八六四	市場調査及び世論調査のサービス	八六五	経営相談サービス（注5）	八六六	経営相談に関連するサービス（八六六〇二（仲裁及び調停のサービス）を除く。）（注5）	八六七	建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注3）	八七一	広告サービス	八七三〇四	装甲車による運送サービス	八七四	建築物の清掃サービス	八七六	こん包サービス（注5）	八八一四	林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）	八八四四二	出版及び印刷のサービス（注4）	八八六	金属製品、機械及び機器の修理のサービス	九二二	初等教育サービス	九二二	中等教育サービス	九二三	高等教育サービス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	2・C・k	七五二三	電子データ交換（EDI）	2・C・l	七五二九	高度ファクシミリ・サービス	2・C・m	七五二三	コード及びプロトコルの変換	2・C・n	七五二三	情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

付表6に関する注釈

二十一年十一月三十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく建設事業に係る調達について適用する。

付表7 一般的注釈

1 付表6をその注釈の規定に従って適用する場合を除くほか、二十一年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の適用範囲内の事業に係る調達について、この協定を適用する。

2 日本国の供給者又はサービス提供者が機関による落札に関し争うに当たり、締約国が当該供給者又はサービス提供者について第十八条の規定を適用しない場合には、日本国は、同一の種類の機関による落札に関し、当該締約国の供給者又はサービス提供者について同条の規定を適用しないことができる。

附属書II 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であつてこの協定の適用を受ける政府調達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

附属書III 第七条、第九条7及び第十六条2の規定により必要とされる公示を行うために締約国が第

六条の規定に従って用いる電子的媒体又は紙面

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

附属書IV 締約国が第十六条5の規定に従って調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条6の規定に従って落札に関する公示を行うウェブサイトのアドレス

(各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。)

(附属書中我が国の部分以外は省略)

政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

現行の「政府調達に関する協定」(以下「現行協定」という。)、は、平成七年一月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書四に含まれる複数国間貿易協定の一つであり、政府調達に係る法令等について、締約国(独立の関税地域を含む。)の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用し、また、政府調達に係る法令等を透明なものとすることを定めている。

平成八年一月に発効した現行協定(同月、我が国についても発効)には、協定発効から三年以内に、協定の改善、協定の適用範囲の拡大等を目的として新たな交渉を行うことが規定されていたことから、平成九年二月、改正交渉が各締約国の代表で構成される「政府調達に関する委員会」(以下「委員会」という。))において開始された。締約国間では、協定の適用範囲の拡大をめぐる交渉が難航したものの、平成二十三年十二月の世界貿易機関政府調達協定閣僚会議において、十四年間続いた交渉が実質的妥結に至り、その後、平成二十四年三月に開催された委員会において、「政府調達に関する協定を改正する議定書」(以下「本議定書」という。))が採択された。

本議定書は、政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

1 本議定書

現行協定の前文、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定を本議定書の附属書に定める規定に改めること。

2 本議定書の附属書

(一) 本議定書によつて改正される現行協定(以下「改正協定」という。))は、改正協定附属書Iの締約国の付表に掲げる機関(以下「調達機関」という。))による政府に係る目的のための基準額以上の調達であつて、改正協定に定める要件を満たすもの(以下「対象調達」という。))に係る措置について適用すること。

(二) 各締約国は、改正協定附属書Iの自国の付表において、改正協定の適用を受ける中央政府、地方政府等の機関、物品及びサービス並びに基準額を特定すること。

(三) 対象調達は電子的手段により実施する場合に、調達機関は、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアであつて、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して当該対象調達が行われることを確保すること。

(四) 締約国は、改正協定への加入に関する交渉において並びに改正協定の実施及び運用に当たり、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、特別の考慮を払うこと。

(五) 締約国は、改正協定附属書Iの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表へ

の機関の転記、機関の削除その他の修正の提案を委員会に通報すること。

なお、改正協定の不可分の一部を成す附属書は、各締約国が自国の付表において提示した適用範囲(中央政府の機関等)のほか、入札公示媒体等掲げている。

本議定書は、現行協定の締約国の三分の二が本議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの現行協定の締約国について効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、政府調達の分野における国際競争の機会の増大により期待される世界貿易の拡大に資するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成二十五年十一月二十九日

外務委員長 鈴木 俊一
衆議院議長 伊吹 文明殿

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十五年十二月三日

提出者
総務委員長 高木 陽介

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画(第七条)

第三章 基本的施策

第一節 消防団の強化等(第八条―第十六条)

第二節 地域における防災体制の強化(第十七条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となつていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もつて住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。)、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができ、消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとな

るよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第五条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 地域防災力の充実強化に関する計画

画

第七条 市町村は、災害対策基本法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画(災害対策基本法第四十二条第三項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。)を定めた地区について、地区居住者等(同条第三項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。)の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者

等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができ

第三章 基本的施策

第一節 消防団の強化等

(消防団の強化)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団への加入の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(公務員の消防団員との兼職に関する特例)

第十条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者(法令に基づき国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百四条の許可又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八条第一項の許可の権限を有する者をいう。第三項において同じ。)は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要し

ない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等(任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。)により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

第十一条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大学等の協力)

第十二条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

(消防団員の処遇の改善)

第十三条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動

の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善等)

第十四条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)

第十六条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

第二節 地域における防災体制の強化
(市町村による防災体制の強化)

第十七条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

第十八条 市町村は、消防団が自主防災組織及び

女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう)、少年消防クラブ(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう)、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織(以下「女性防火クラブ等」という。)の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)

第二十条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

(防災に関する学習の振興)

第二十一条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第二項及び第三項の規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
- 二 第十条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

理 由

我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となつていくことに鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もつて住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院會議録第七号中正誤
六六ページ四段一五行「同法第二十三の二の二十第一項」は「同法第二十三条の二の二十第一項」の誤り。
同 第十一号中正誤
八六ページ一段一四行「同項第十四号までに」は「第十四号までに」の誤り。

発行所 平一〇五―八四四五
二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 三四五円
全体 三三〇円